

第446回南国市議会定例会会議録

第2日 令和8年3月3日 火曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 浜田雅士
21番 今西忠良	

\*

欠席議員

なし

\*

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 渡部靖
副市長 岡崎拓児	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 溝渕浩芳	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 北村長武	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 高野正和	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 山崎浩司
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	学校教育課長	池本滋郎
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	三谷洋亮

\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

\*

#### 議事日程

令和8年3月3日 火曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

\*

午前10時 開議

議長（西本良平） これより本日の会議を開きます。

\*

#### 一般質問

議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

21番（今西忠良） おはようございます。社民党で民主クラブの今西忠良でございます。

第446回3月の市議会定例会に通告をいたしました私の一般質問は3項目であります。初日1番目という登壇になりました。総括で質問を行いますので、答弁方よろしく願いをいたします。

まず1項目めは、2月8日に投開票されました第51回衆議院総選挙と高市早苗自民党政権についてであります。

自民党の高市総裁は、昨年10月21日国会で第104代首相に指名をされ、高市内閣が発足をしてきたところであります。女性首相は憲政史上66年目にして初めてで、石破内閣までの公明党に代わり日本維新の会との連立内閣となりました。初めての女性首相の誕生となり、日本を覆う閉塞感を打破するきっかけとなるか、少数与党という厳しい環境にあっても政治を前進をさせ、新たな時代を切り開く女性首相としてスタートをしてきたところであります。

高市総理は、就任以来ずっと早期の衆議院解散、総選挙を否定をしてきました。昨年12月に臨時国会が閉会をした際にも、会見では目の前でやることがいっぱいあると、そういう状況の中で解散は考えている暇がないということも断言をしてきたところであります。また、1月11日に放送されましたNHKの日曜討論のVTRインタビューでも解散については否定的な発言でした。しかしその後、商業新聞による、首相、衆議院解散を検討と報道されてからは、高市総理を取り巻く環境は大きくがらっと変わり、1月19日に首相が記者会見を行い、衆議院解散、総選挙を正式に表明をしてきたところであります。

このように首相が1月23日召集の通常国会の冒頭に、衆議院を解散することにより1月27日公示、2月8日の投開票が決まり、解散から投票日まで16日間という戦後最短の総選挙となり、戦後の2月総選挙は1955年と1990年、そして今回の3回目となりました。通常国会の冒頭、解散により、首相による施政方針演説をはじめ政府四演説も、そしてそれらに対する代表質問や予算委員会での質疑も行われないうちに解散をされ、何といいましても来年の当初予算が遅れて3か月以上の政治空白が生じると、物価高対策最優先という高市政権の方針と整合性が取れなくなったのではないのでしょうか。首相の解散の意図は、高市早苗が内閣総理大臣でいいのかどうか、主権者たる国民に今決めていただきたい、国民と一緒に日本の進路を決めるための決断だ、それしかないからだというふうに述べてきました。口から出るのは勇ましい言葉ばかりで、争点は山のようにあるのに大義とは言えず、自己都合と疑惑隠しの解散だったと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

高市首相が仕掛けた自己都合解散、総選挙は、2月8日に投開票が行われました。午後8時の投票締切りと同時に報じられた高市圧勝、その結果には打ちのめされるような衝撃でした。自民党が獲得をした議席数は316と戦後最多で、しかも戦後初めて単独衆議院で3分の2を確保し、連立を組む維新の会と合わせれば、与党で合計352議席、衆議院の4分の3を占めるものであり、高市首相はとてつもない数の力を手にしたわけであり。

有権者は、これまでの政権の実績よりも高市女性首相への期待感が大きく、自民党を支持する傾向につながったと言えるのではないのでしょうか。この驚異的な数字により高市政権が盤石

となり、逆に見れば日本が危うい方向に行きかねないこともあるのではないのでしょうか。現在の治安維持法と称されるスパイ防止法や日本国国旗損壊罪の制定を早々と着手をしてくだろ  
うし、日本版CIAの国家情報局を設置するための法案も準備をしています。また、自らの国  
を自らの手で守る覚悟として、安保関連3文書の前倒し改定も強調しています。

こうした中でも真っ先に手をつけたのが、武器輸出ルールを定める、いわゆる防衛装備移転  
三原則の見直しではないのでしょうか。自民党の安全保障調査会が2月25日に取りまとめた報告  
は、いわゆる「救難・輸送・警戒・監視・掃海」という非戦闘部門の5類型に限ってきた輸出  
制限を撤廃をし、殺傷能力が強い武器輸出を全面的に解禁しようとするものであります。さら  
に憲法を変えていくことも挑戦していくと強く発言もしてきました。

中国とのあつれきを生んだ台湾有事発言に真意が現れており、高市首相が日本を戦争のでき  
る国につくり変えようとしていることにも大きな危機感を感じざるを得ません。責任ある積極  
財政を掲げる高市政権が大勝したことで、早速マーケットは円と国債の暴落も警戒をしていま  
す。円安が進めば輸入インフレが止まらず、さらに家計は苦しくもなっ  
てまいります。また、  
国債価格が下落をして金利が上昇すれば、企業の借入れや住宅ローンの金利なども上がり、こ  
ちらもまた家計が直撃されていくのではないのでしょうか。ともあれ巨大与党を生み出した真冬  
の総選挙から10日、2月18日に第221の特別国会が召集をされ、第2次高市内閣となりました。  
皇居での首相任命式と閣僚認証式を経て発足をし、全閣僚が再任をされたところでございます。

衆議院の本会場は一変したと言えます。自民党議員と維新の会の議員の勢力は、公示前の  
1.5倍に膨れ上がりましたし、4人中3人が与党の議員という衆議院の構成になりました。少  
数意見の尊重も重視をする議会制民主主義は機能するのでしょうか。数の力で押し通すよう  
では、分断を深めることにもなりかねません。首相は公約を実行していくと述べていますが、与  
党は法案が過半数割れの参議院で否決をされても、衆議院で再可決し、成立させることが可能  
になりました。ということで国会運営の主導権を握ってきたことも事実であります。

しかし、政権の推進の白紙委任ではないことをしっかりと受け止める必要もあろうと思いま  
す。今回の総選挙について述べてきましたけれども、4点ほど市長に質問をいたします。

自民党高市政権の圧倒的な勝利となりましたが、それについての受け止めはどのようにお持  
ちでしょうか。そして、今後の政局、政治の動向についてはどのようにお考えでしょうか、お  
聞かせください。

次に、戦後80年営々と積み上げてきた平和国家が一瞬にして崩れてしまうのではないかと  
いう危惧をされますけれども、憲法の改正、改悪への方向が危惧をされますが、いかがでし  
ょう

か、市長の熱い思いをお聞かせください。

最後に、今後の地方政治や地方行政に、あるいは地方の財政に与える影響についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、選挙事務について、選挙管理委員会事務局長にお尋ねをいたします。

冒頭にも述べましたように、本当に高市首相の突然とも言える1月23日の通常国会冒頭での解散となって、選挙管理事務局としてはもう大変なことであつたろうと思います。解散の翌日から投開票日まで16日間という戦後最短の選挙日程で、大変御苦労があつたことと思います。エラーとかミスもなく、選挙事務を終えたというふうに伺っております。

そこで、数点質問をいたします。

高市首相の解散に向けての記者会見は1月19日でしたので、事前の予測を含めて本当に多岐にわたる選挙事務の一連の流れについて、まずお聞かせください。

次に、南国市の投票率は前回の選挙よりもアップをしています。この結果についてはどのように受け止められておるのか、お聞かせください。

次に、令和8年1月10日付で総務省自治行政局選挙部管理課からの衆議院の解散に伴う総選挙の執行について至急の連絡がありました。この事務連絡は、総務省から県の選挙管理委員会事務局宛てに入ってきております。県からいつ届いて、いつからその対応を始めてスタートしたのか、お聞かせください。

最後に、南国市選挙管理委員会事務局として、今回の選挙事務の総括、そして自己評価も含めて、今後への課題や展望についてお答えください。

次に、2項目めの生活保護行政についてお尋ねをいたします。

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定をされた生存権の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することが目的とされた法律であります。1950年、昭和25年に制定をされ、現代の日本の社会の保障制度における最後のセーフティーネットとして機能をしております。

生活保護は、次の4点の考え方に基づいて運用されていると思います。

国家責任の原理は、国の責任で生活困窮者を保護する。

2つ目は、無差別平等の原理、これは要件を満たせば困窮の原因にかかわらず平等に適用されるということでありませう。

3点目は、最低生活保障の原理、健康で文化的な最低限度の生活を保障する。

最後の補足性の原理については、資産や能力、扶養義務者からの援助など、あらゆるものを

活用しても、なお最低生活に満たない場合に不足分を補うという、このような原則の下に成り立っております。

生活保護の申請は、世帯単位で行われます。預貯金、不動産、自動車、生命保険の解約、返戻金などは、原則保有はできません。能力に応じて、当然働く必要もあります。また、親族からの援助が受けられる場合は、それが優先をされます。そして、年金や失業保険など、他の制度が利用できる場合は、それらが優先をされます。生活保護の申請は国民の権利であり、生活に困窮をした場合は福祉事務所に相談することが推奨もされております。特に今回の場合、ケースワーカーによる生活状況の調査、家庭訪問が欠落をしており、事務怠慢でもあり、生活保護行政の根幹をも欺き、揺るがす不祥事と言わざるを得ません。

そこで質問です。

今回の事案はなぜ起きたのでしょうか。南国市生活保護事務における過支給、未支給、訪問調査をしていなかったことなど、これら一連の不適切な事務は職務怠慢と言わざるを得ません。この原因、経緯、今後の対応について、まずお聞かせください。

また、この事務をつかさどる福祉事務所の内部統制、組織の査察体制、情報共有の在り方に問題があるのではないのでしょうか。次に、悪しき習慣、慣習的なものがあつたのではないかという思いもするわけですが、何といたしましても庁内ガバナンス、コンプライアンスの欠如としか言いようがありません。これについてもお答えください。

私は処分だけで済むような問題だとは考えておりません。庁内の全課にわたる洗い直しといえますか、調査、検証が今後必要だと思いますが、この点についてもどのようにお考えか、お聞かせください。

続きまして、3項目めの南国市の各種スポーツ大会、スポーツ競技の現状と今後の振興策等についてお尋ねをいたします。

令和8年、今年も南国市のスポーツや体育に関わるスタートは、1月4日の恒例の南国市体育始めであります。スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化であり、楽しいからこそ人々が自ら求めて、これに取り組もうとしてきた文化と言えます。したがって、この文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもスポーツに豊かな意義と価値を望むことができます。とりわけ現代社会におけるスポーツは、青少年の教育として健康を維持し増進するものとして、さらには生きがいとして、多くの人々に親しまれているのではないのでしょうか。

また、スポーツを通じて運動の楽しみ、喜びや感動を共有することで、人々のつながりや絆

が深まっていかれると思います。多様な人々が共生する平和と友好に満ちた豊かな社会の創造にも寄与するなど、スポーツの社会的価値はグローバルに広がっているとも言えます。こうしたスポーツの多様な個人的、社会的価値の基盤となる自発的な運動の楽しみこそが、人類や人々の重要な宝であり、守り伝えていかなければならないものだと言えます。

南国市でも、市民の健康増進と体力向上を図ることや、地域の絆を深めていくべく様々な大会や競技が取り組まれています。教育委員会と、その下にある生涯学習課の職員の皆さんの日頃の御労苦に敬意も表したいと思います。南国市のスポーツ人口も多く、様々な角度で関わっている市民もたくさんおいでます。進学をしても、あるいは社会に出られても、活躍をされている方はたくさんいるわけでございます。それぞれに市内では各種大会や催物が開催をされています。中でも南国市民体育大会は、特筆されるものではないでしょうか。今年は第64回大会となります。そのほかに早起き野球大会、南国市駅伝大会などをはじめ、各種競技団体や連盟、そしてスポーツ協会が主催をする大会や協議は数多くあるわけであります。

これらの大会の目的の意義、そして今の現状をどのように把握し捉えられているか、まずお答えください。

今、健康づくりに、あるいは体力づくりに、ジョギングから始まりハーフとフルマラソン、駅伝大会は大変人気のスポーツと言えるのではないのでしょうか。高知龍馬マラソンは、今年も大いに盛り上がりました。2013年に始まり、コロナ禍で2年間中止はあったものの、今年で12回目の大会となり、今年も1万人を超すランナーが競い合いました。箱根駅伝で歴史上、史上初の2度目の総合連覇を達成をした青山学院大学のメンバー4人が、今年もペースランナー、箱根5区の間登りの区間新記録を更新した黒田朝日選手は3時間半のところを、そして塩出選手は3時間のペースメーカーを務められました。こんな日本でもトップのランナーがペースメーカーをしていく豪華でぜいたくなマラソン大会は、ほかにはないのではないのでしょうか。西山明彦議員は常連のランナーですし、平山市長も数年前にはエントリーをしました。市職員も多くの皆さんが出演していますし、この議場においでる田所企画課長、中村長寿支援課長、三谷消防長、川村農林水産課長等もランナーの一人でありました。

また、県の市町村駅伝が1月25日に宿毛市で開催をされ、男子は8区間32.8キロメートル、女子は5区間12.9キロメートルのコースで行われました。室戸から安芸市の、旧のコースで最後に行われた2020年以来となる県内一の栄冠をつかんだ南国市Aチーム、男女の優勝で、女子は2年連続Vということで、本当にうれしい限りであります。健闘をたたえたいと思います。

次に、スポーツ競技や大会の運営、そして幅広く選手の育成強化を目指していくには、組織

の強化と同時に各種団体、スポーツ競技連盟等の連携がとても重要だと考えますが、この点についてお聞かせください。

また、主催者である南国市と南国市教育委員会、そして共催をする所管の団体等との連携、その中での指導力や指導性の育成等についてもお答えください。

最後に、これらの大会競技を終えた後での検証と課題について、また見直し等についてはどのように行われているのか、お聞かせをください。

以上で私の1問目の質問を終わります。

議長（西本良平） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

市長（平山耕三） おはようございます。今西議員の御質問にお答えいたします。

まず、自民党高市政権が圧勝したことへの受け止め方ということでございますが、それにつきましては特定の政党、また選挙結果への直接的な評価となりますので、私の思いは差し控えさせていただきたいと思いますが、結果は民意が示されたものというように受け止めております。

次に、今後の政治動向につきましては、新政権の下で進められる経済対策や地方創生の方針、また税制改正の議論を注視しております。特に物価高騰への対応や地方財政の安定化は、本市の財政運営に大きな影響を与える重要な課題であると考えております。

次に、新政権が衆議院で過半数を大きく超える議席を確保したことにつきましては、法案成立において大きな数の力を得たこととなりますが、憲法は国の最高法規であり、その改正には国民の深い理解と合意が欠かせません。拙速な議論で結果を出すのではなく、透明性の高いしっかりとした議論がなされるべきであり、憲法の改正を数の力で行うということはすべきでないというように思っております。私としましては、自治体を預かる市長として平和への願いを念頭に置き、市民の皆様が安心して暮らせる環境を守っていきたいと考えています。

次に、地方政治や地方財政に与える影響についてでございますが、新政権による責任ある積極財政は地方政治や財政にも新たな局面をもたらすものと考えております。物価高騰に直面する市民生活や地域経済を下支えするための各種交付金には期待をしておりますが、私としましては特に地方一般財源の増額確保に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

続きまして、生活保護行政についての御質問にお答えします。

このたび生活保護業務の不適正な事務処理により、生活保護受給者及び市民の皆様の信頼を

損ねることとなり、大変申し訳なく思っております。当該受給者におわび申し上げますとともに、信頼回復と再発防止に向け、組織を挙げて取り組んでまいります。

今回の事案は、令和3年度から7年度まで複数年にわたり、延べ146世帯の事務遅延等不適正な事務処理が判明したところです。これについては、現在、南国市職員懲戒審査委員会に審査請求し、審査委員会において対象職員に対し聴取を行い、事案に至った経過や要因の検証を行っております。以前にも同様の不正事案が発生し、再発防止策を掲げていたにもかかわらず、前回の教訓が生かされずに繰り返し事案に至ったことは、今西議員の言われるとおり、組織のガバナンスの欠如、コンプライアンス意識の欠如と言われても仕方がない重大な事態であると考えております。

今回の事案は、福祉事務所のみならず全庁的なリスクであると認識しておりますので、改めて事案に至った要因を検証し、職場単位での事務手順や進捗管理の徹底、また組織でのマネジメントがしっかり機能するように、職員研修等を通じて再発防止に取り組んでまいり所存でございます。以上でございます。

議長（西本良平） 選挙管理委員会事務局長。

〔松木和哉参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 今西議員の衆議院議員総選挙についての御質問にお答えいたします。

今回の衆議院議員総選挙は、1月23日の解散から2月8日の投開票日まで、戦後最短の16日間となり、短期間での選挙準備を進めることとなりました。選挙事務の一連の流れにつきましては、まず総務省自治行政局選挙部管理課から1月10日付通知が県からメールで届きました。通知は1月23日召集予定の通常国会冒頭に衆議院解散、2月上中旬に投開票、日程は1月27日公示、2月8日投開票、2月3日公示、2月15日投開票の案が浮上していると報道があった。各種スケジュール確認や業者との調整を含め、できる準備を進めるようにといった内容でありました。

3連休最終日の1月12日に、準備対応のため事務局職員が出勤し、投票所の確保、投票管理者等の選任、ポスター掲示板の設置、期日前投票所、投票所入場券などの準備について打合せを行いました。

1月13日には、各種業者との打合せを開始、併せて期日前投票所の人員として庁内会計年度任用職員の応援を募集いたしました。

1月14日には、投票所の施設管理者に対しまして、2月8日または15日に選挙が行われる可

能性があることのお知らせと依頼の文書を発送し、またポスター掲示板設置場所の所有者には借用依頼を発送いたしました。

1月16日には、投票管理者に事前依頼の文書を発送いたしました。

1月19日には、高市首相が解散を表明し、1月27日公示、2月8日投開票の日程が示されたことから、改めて投票所の施設管理者、投票管理者、投票立会人に依頼の文書を発送いたしました。その後、選挙管理委員会事務局の体制強化のため、庁内3名の職員を事務局に兼務させることといたしました。

1月24日には、投票所入場券の印刷、25日には投票管理者説明会を開催し、そして期日前投票所の設営を行いました。

26日には、基準日処理を行い、選挙人名簿登録者数の確定を行いました。

そして、いよいよ1月27日に公示を迎え、翌日1月28日から期日前投票が始まりました。投票所の入場券につきましては、1月28日のうちに市内有権者の世帯に届けることができいております。

1月30、31日には、選挙公報の封筒詰めを行いまして、各世帯にお届けをいたしました。

2月2日には、昨年7月の参議院議員通常選挙に引き続き、高知高専において学生と教職員を対象に期日前投票所を開設いたしました。

2月6日には、選挙人名簿抄本を印刷、また2月7日には名簿抄本の消込みを行いまして、その後投票管理者に投票箱や選挙人名簿抄本等の送致物の引渡しを行いまして、2月8日の投開票日を迎えたところでございます。

開票につきましては、20時30分に開始をいたしまして、翌日の0時30分に全て終了がいたしました。本市の投票率につきましては、小選挙区選挙で52.04%となり、令和6年10月の前回選挙の48.21%から3.83ポイントの上昇となっております。投票率は県全体の54.94%を下回っておりますが、前回からの比較では県全体で2.97ポイントの上昇に対しまして、本市におきましてはそれを上回る上昇となっております。年齢区分別での分析につきましてはまだできておりませんが、18歳から19歳の投票率で見ますと、前回と比較して4.25ポイント上昇しており、若年層においても政治的関心が高まり、投票行動につながったものと考えております。

選挙事務の総括と自己評価ということでありまして、短期間での選挙準備となり、事務局職員は大変な負担になったというふうに思っております。その中で多くの庁内職員の協力によりまして無事選挙が終えられたことに安堵をしております。また、地域の皆様には、急な

日程にもかかわらず投票所の確保や投票管理者、投票立会人を引き受けていただき、感謝を申し上げる次第でございます。

今後の課題につきましては、昨年7月の参議院議員通常選挙は猛暑の中での選挙、今回の衆議院議員総選挙は気温が大きく下がり、大変寒い中での選挙となりました。44か所の投票所の中にはエアコンが設置されていない投票所もあり、投票所の環境改善が課題であると考えております。

また、投票管理者、投票立会人につきましては、各地域の皆様の御協力により従事をしていただいておりますけれども、高齢の方が増えてきておりまして、そろそろ次の方に譲りたい、しかしながら後任が見つからないという例が増えてきております。この状況は今後より顕著になると予想されておりますので、人員の確保が課題であると考えているところでございます。以上でございます。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

〔天羽庸泰福祉事務所長登壇〕

福祉事務所長（天羽庸泰） 生活保護の事務懈怠が発生して、住民の皆様に御迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

ケースワーカー2名が担当していた業務において、相当数の事務遅延が発生していたため、当該職員が担当していた令和3年度から令和7年度までの担当業務について確認を行ったところ、延べ146世帯の不適切な事務処理が判明しました。内容としましては、生活保護台帳における援助方針の未策定、訪問記録の遅滞、被保護世帯の訪問調査、面談の未実施、査察指導員への記録の未回付、移管協議、保護停止、廃止に関する事務の遅滞でした。

平成25年度から26年度までの間に生活保護に係る不正事案が発生し、平成28年3月18日に福祉事務所長から総務課長に事務懈怠に対する事務改善策を提出していただき、その事務改善策に査察指導一覧表の確認決裁については3か月に一度行うこととしていました。令和2年度までは実施されておりました。令和3年度は第3四半期の1回が実施されておりました。令和4年度からは実施されておりました。このケースワーカー2名の事務懈怠が根本的な要因です。また、査察指導員によるケースワーカーへの査察指導が十分に機能していなかったことも要因であります。それから、ケースワーカー2名の事務遅滞について、令和5年9月に査察指導員とほかのケースワーカーとで情報共有をしていただきましたが、査察指導員から福祉事務所長への第一報があったのは令和7年2月頃で、早期対応を逸した面があります。ケースワーカー、査察指導員、福祉事務所長、互いの意思疎通、それからリスク管理が欠けていたことは否めま

せん。そのため、今後そういうこと、部分も踏まえて、組織体制を再構築していきます。

リスクの評価と対応ができるよう、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか、リスクについてそれらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて必要に応じた対応を取っているか、リスクの評価と対応のプロセスにおいて生じうる不正の可能性について検討しているか、これらの要素を踏まえて、高知県子ども・福祉政策部福祉指導課の支援をいただいで、今後の対応、再発防止策について、令和8年1月7日に策定しました。事務懈怠が発生しないように取り組んでおります。

平成28年3月18日の事務懈怠に対する事務改善策が形骸化したことを踏まえて、この令和8年1月7日の今後の対応、再発防止策につきましては、市長決裁を経て策定しました。当然内容を改正する場合は、市長決裁とします。この再発防止策を護持していきます。

議長（西本良平） 生涯学習課長。

〔前田康喜生涯学習課長登壇〕

生涯学習課長（前田康喜） まず、各種スポーツ大会の目的、意義、現状をどのように捉えているのかとの御質問にお答えをいたします。

本市における各種スポーツ大会の目的は、市民の健康増進と体力向上を図ること、世代や地域を超えた交流を促進し、地域コミュニティの活性化につなげること、次世代を担う子供たちの健全育成を支えることとあります。また、少子・高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす社会的意義は大きいものと捉えております。

現状につきましては、南国市駅伝競走大会を例に挙げますと、少子化の進行や競技人口の減少等により、参加チーム数の減少傾向が続いております。また、中学生の1区間距離が3キロメートルまでの制限が主流となっておりますので、今後につきましては開催コースや区間距離の見直し、スポーツにおいて結果のみを最優先するのではなく、プロセスを重んじる考え方、少子・高齢化でも持続可能なスポーツ環境を整備する必要があると考えております。

その一方で、今年1月25日に開催されました高知県市町村対抗駅伝大会におきまして、本市代表チームが見事、男子の部及び女子の部の両部門において優勝という快挙を成し遂げました。監督、コーチをはじめ、関係者の皆様の御指導、御支援があつてこそその成果であり、心から敬意と感謝を表すものでございます。

男子女子両部門での優勝は、本市のスポーツ振興の成果を表すものであり、市民に大きな勇気と感動を与えるものであります。本市は前々から駅伝が盛んでありまして、今後も青少年の

健全育成と競技力向上を図り、各種大会に対する支援を継続して行いたいと考えております。

続きまして、南国市と各種団体、スポーツ競技連盟等との連携についてお答えをいたします。

各種団体、スポーツ競技連盟等との連携につきましては、市が推進しているスポーツ振興や地域活性化のために非常に重要な要素であると認識しております。市におきましては、スポーツ振興を通じて市民の健康増進や地域社会の活性化を図るため、様々な団体や連盟との連携を図っております。具体的には、次のような取組を行っております。

1点目が、各種スポーツ団体との連携でございます。

NPO法人まほろばクラブ南国や南国市スポーツ協会、南国市スポーツ推進委員連絡協議会と連携し、競技者育成や地域でのスポーツイベントの開催を支援しております。また、市民の参加を促進するため、モルックやドッチビーなどのニュースポーツを取り入れて、老若男女問わず楽しめるイベント、スポーツフェスティバルの開催や親子参加型のイベント、さわやか健康ウォーキングなども実施しております。

2点目が、スポーツ競技連盟との協力でございます。

各スポーツ競技連盟、20競技連盟と協力し、南国市民体育大会の開催を支援しております。これによりスポーツ選手のレベルアップ支援や、市民に対するスポーツ観戦の機会を提供しております。これらの連携を通じて、市民がより身近にスポーツに楽しむことができ、またアスリートの競技力向上にもつながると考えております。今後とも各団体や連盟との連携をさらに強化し、市民の皆様によりよいスポーツ環境を提供できるよう努力してまいります。

また、本市におきましては、各種大会やスポーツ事業の実施に当たり、関係団体と役割分担を明確にした上で事業を実施しております。具体的には、安全対策、会場確保、後方支援、補助金交付等について協議を行い、円滑な事業運営を支援しております。また、事業終了後には実施報告や課題点の共有化を行い、次年度以降の改善につなげるようにしております。

次に、指導力の向上についてですが、スポーツの普及、競技力向上のためには、指導者の資質向上が極めて重要であると認識しております。また、体罰やハラスメントの防止、子供の発達段階に応じた指導の在り方など、現在進めている中学校の運動部活動の地域展開と併せて地域指導者の育成と人材確保にも取り組まなければならないと考えております。今後とも各関係団体との信頼関係を基盤に、連携体制の強化と指導力の向上を図り、市民が安心してスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

最後に、大会が終わった後に検証、今後の見直しについてお答えいたします。

事業終了後には、実施報告や課題点の共有化を行い、次年度以降の改善につなげるようにし

たいと考えます。参加者数、事業効果、安全管理体制などを確認し、主催団体との意見交換を通じて運営上の課題や改善点を整理し、次年度の事業計画へ反映させます。

今後の見直しにつきましては、社会環境の変化や市民ニーズの多様化、さらには少子化や指導者不足といった課題を踏まえ、事業の目的や成果を改めて整理し、効果的かつ持続可能な大会の在り方について検討してまいります。以上でございます。

議長（西本良平） 今西忠良議員。

21番（今西忠良） それぞれ市長をはじめ、担当課長のほうから詳しく御答弁をいただきました。

総選挙と高市政権については、市長より答弁をいただきましたけれども、特定の政党やあるいは選挙の結果ということで、直接的な評価は差し控えるとのことでありました。もう少し深掘りをした答弁も期待をしておりましたけれども、少し拍子抜けという感もあるわけですが、やむを得ないと思います。

今回の高市首相は、推し活選挙で大勝利となりました。自民党が8割の議席を得て圧勝したとはいえ、有権者全体に対する絶対得票率は3割を下回っているのが事実であります。私たちは戦後、侵略戦争を反省をし、きちんとした民主主義を受け入れるということで、本当に純粋な精神で国際社会に復帰をしてきたのであります。その精神を忘れたかのように憲法改正やスパイ防止法の話が超短期的な決戦の選挙戦の中で起きてきました。あれよあれよという間に、高市首相が圧勝したわけですが、この選挙の結果には当然中国をはじめ東南アジアの国々は警戒をしているのは事実だと思います。政治が不作法なやり方をしようとしたときに、有権者はきちんと判断をしなければならぬのに、その判断の余裕すらなく、またなくなっているのだとしたら、それは日本人全体の責任とも言えるのではないのでしょうか。

このような視点から見ると、この選挙の結果の大小と申しますか、一面ではあまり大きいとも言えるのではないのでしょうか。また、果たして中国との関係はどうなるのでしょうか。高市首相の台湾有事発言以来、日本と中国は修復不可能なほどに関係がこじれています。政治家の往来だけでなく、財界人の往来までがストップをしているのが今の現状ではないのでしょうか。

また、中国商務省は先月24日に、三菱重工業や川崎重工業など20の日本の企業の団体、防衛関連企業として輸出の規制をするという対日圧力も強めてきているのが現状であります。鷹派と言われる高市首相は、対中強硬姿勢を示すことで有権者の支持を集めたことも事実でありますし、もはや中国に対しての弱腰姿勢は見せられないというのが、そういう状況にも追い込まれているのではないのでしょうか。

先ほども述べたように、衆議院選挙では本当に自民党を大勝に導いた高市現象は、2024年でしたか、東京都知事選挙のときに石丸さんが出て、石丸現象と非常に似ているのではないかと思います。石丸さんのロジカルと高市首相のポジティブ、思考は異なるわけですが、どちらも政策論争をせず、人々を勇気づける自己啓発キャラクターとして訴え続けられたのではないのでしょうか。若者は今の社会をどうよくするかというよりも、政治的領域よりも自分たちがどう生き延びていくか、全政治的な生き方を、そうしたリーダーなり指南役を求めてきた一面もあるのではないのでしょうか。

今回の総選挙で国会、特に衆議院では勢力図が大きく変わりましたし、中道改革連合は野党第一党とはいえ、戦後最少になりました。人数は49人です。内閣不信任決議案に必要な51人にさえ届きませんし、予算を伴う法案を単独で提出することもできません。

2月24日からは衆議院の代表質問が始まりました。特別国会の論戦がスタートをしているわけですが、野党は巨大与党の数の力による国会軽視を牽制もしてはいますが、2026年度の予算案の充実審議を要求していますが、高市早苗首相は3月末までの年度内成立を譲らず、強気な姿勢を崩していません。政治には与・野党の緊張関係が必要であります。圧倒的な与党の議席で議会が形骸化をすれば、政治は劣化をします。健全な民主主義のためには、少数野党への配慮と目配りも必要ではないのでしょうか。国会が始まりましたが、数の力で強行採決をし、押し切るのか、熟議の末に合意形成を図る民主主義での国会運営を進めていくのか、高市内閣の政治姿勢が問われると思います。

そこで、市長に1点だけお尋ねをいたします。

憲法99条は、政治家など公務員、つまり国家権力の行使に携わる仕事をする人が、仕事をする上で守らなければならないルールであります。どんな政権であっても守らなければいけない政治権力より上にある法であります。99条について、市長の思いと見解をお聞かせください。

次に、選挙事務についてであります。

松木選挙管理委員会事務局長から、大変丁寧に詳しく御答弁をいただきました。今回の選挙は、国民生活に直結する新年度予算の年度内成立を後回しにした通常国会冒頭での奇襲解散で始まりました。日本海側を中心に記録的な大雪が続き、投開票日も各地で降雪に見舞われました。受験シーズンとも重なりました。急な選挙で在外投票が間に合わなかった人もいないのでしょうか。選挙の正当性を担保するには、投票機会の平等が十分確保されたと言えるか、少し疑問にも感じます。首相が有権者に十分な判断材料を示したとも言えなく、重要な政策転換の是非を問うと言いながら、その中身は曖昧なままでした。

南国市は雪国ではありませんので豪雪地帯とは条件が違いますが、日数的には条件は同じやったわけですが、こうした中で先ほどの答弁にもありましたように、遅滞なく、ミスなどもなく短期間で仕上げたことは、局長以下職員の結束と申しますか、チームワークのたまものでもあらうと思います。そうした日頃からの業務のノウハウがしっかりと生かされていたということではないでしょうか。選挙管理委員会とそれに携わった市民、選管に関係する皆さんの労をねぎらいながら、感謝の気持ちも申し述べたいと思います。

次に、生活保護の関係なんですけれども、それぞれ答弁をいただきました。市の福祉事務所のケースワーカー2人の職員による生活保護受給世帯への訪問調査をしなかった、ずさんな事務処理が明らかになりました。2021年からこうした行為が行われていたにもかかわらず、2023年に知り得た。そして、福祉事務所長が初めて知ったのが昨年2月5日とのことで、あまりにも対応が遅く、これほどの時間を要したことに驚きしかありません。本当に危機感と当事者能力に欠けているとしか言いようがないわけですが、この不正怠慢事案がこれほどまでに発覚、判明ができなかったこと、遅れたことはなぜなのか、係会や査察指導員との診断会、それから連携とチェック機能が働いていなかった。情報の共有も十分でなかったなど、この事務も信じられないことでもあります。チェック機能は、やはりイの一番に働かなくてはなりません。日常の毎日業務とまではいなくても、この作業で適正な業務が執行されなくてはならないのは当然のことではないでしょうか。こうした事案が起きるのには一定の要因もあらうと思います。

1つには、動機として経済的な困窮や過度のノルマなどがあるのではないかと。

2つ目は、こうした機会として内部統制の不備や監視の甘さ。

3つ目には、正当化をしていく。一般的なものだから、みんなやっているからで済ませるとか、このような意識が働くとも言われております。

これらを予防するには、まずルールや行動規範を遵守をすること、労働問題の解決やハラスメント対策をしっかりと徹底する、個人情報漏えいを防止をする、市当局や庁内の業務活動の透明性に努める。このように期間や行動指針を組織全体で共有し実践することが、コンプライアンスの強化にもつながっていくと考えられます。

私、1つ不自然に気になったことがあります。

令和6年度の決算における事務事業実績評価報告書の83ページから86ページは、福祉事務所の保護係の実績と評価が記載をされており、主に生活保護業務が述べられています。それは生活保護行政の適正な運営の確保であり、扶助費や就労支援であります。評価と今後の方向性に

ついても全て適正であり、評価は高いと総括し、締めくくられています。今回の不祥事については一切触れられてはないわけですが、とても違和感を覚えたことであります。

先ほど答弁をいただきましたが、何か言い訳しかないように聞こえてきましたし、スピード感もなく悠長で、故意ではないかとさえ感じる。このことによって、早期に対応を逸したのではないかとしか思えません。市長答弁もありましたけれども、ここで改めて市庁舎や福祉事務所内での庁内ガバナンス、コンプライアンスについての思いを改めて天羽福祉事務所長にお聞きをします。

次に、南国市のスポーツ大会の現状や今後の振興策について、前田生涯学習課長よりお答えをいただきました。市民体育大会は約18種目の競技があり、大会参加人数も毎年大体1,300人から1,500人程度で推移をしていると思います。南国市のスポーツ振興に欠かせないスポーツ推進委員の皆さんは大変な御尽力をさせていただいておりますし、議員の皆さんの中にスポーツ委員さんも何人かおいでるわけですし、少し気になるのは、教育委員会または市長の諮問機関である市のスポーツ推進審議会の在り方と役割なんですけれども、確かに諮問機関ということで、諮問案件がなければ会議も開けません。しかし、審議会の任務としては多岐にわたると思います。今のスポーツを取り巻く環境や現状を見渡せば、審議会の任務や果たす役割はたくさんあると考えられますので、この件についてのお考えをお聞かせください。

次に、南国市の駅伝競走大会についても少しお話がありました。

この駅伝大会は、今年の2月1日で第64回を数え、半世紀以上続いており、南国市に大きな歴史と伝統を育て、今日まで来ました。このスタートは、南国市農協訪問駅伝からスタートしました。南国市全域の当時農協支所がたくさんあったわけですので、午前、北部、午後は南部みたいな形だったと思うんですが、一日かけてする農協訪問駅伝からスタートしました。大会の当初や全盛期では、中高校生や一般合わせて60や80チームの参加はあったのではないかと思いますけれども、平成の当初はまだチーム数も多く、大会も盛り上がっていましたが、コロナ禍で2年間の中止もあり、以後参加チームが極端に少なくなってまいりました。特に今年は中学校が北陵中と香長中学校などの4チーム、一般の部も市役所のチームなど、ほか5チームであり、全体でも10チームの参加でした。私ども久礼田体育会もチーム編成がかなわず、初めて出場できなかったわけですが、ちなみに昨年は13チーム、一昨年は11チームのエントリーで、近年のこのように参加チームが低調になってきました。

現在は、香長中学校発着の6区間、23キロメートルで競走が行われます。今後は大会の存続を含めて、区間であり、距離であり、コースの変更、それから周回コースで大会をやることも

場所も結構あると思いますし、そういう分を展望すること、それからミックス駅伝等も含めて大会の在り方、参加資格の見直しや運営の在り方、役員や大会の係の配置の問題もあると思います。それから、選手のバス輸送を今これもしてはいますが、大きな費用もかかるわけです。そして、警察、公安の協力の体制なども課題ではないかと思います。そうした面で見たら、費用対効果の面から様々な検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか、改めてお考えをお聞かせください。

次に、南国市の行うスポーツ競技は様々な大会の総元と、主催は南国市と南国市教育委員会です。大会の運営開催に当たっては、南国市スポーツ協会、NPO法人まほろばクラブ南国、南国市スポーツ推進委員連絡協議会、種目別の体育連盟、そして小体連や中体連の団体組織の協力の下に行われております。その全てを所管するのが生涯学習課であります。専属的に対処している職員は僅か1名程度であり、これではあまりにもハード過ぎて、十分な対応は不可能でないかと思います。専任職員を増やすなど、課内での職員配置等についてのお考えをお聞かせください。

以上で2問目を終わります。

議長（西本良平） 答弁を求めます。市長。

市長（平山耕三） 今西議員の憲法99条についてお答えいたします。

日本国憲法99条については、公務員に対しまして憲法を守る重い責任を課しているというように考えております。憲法の定める基本原則、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義ということを守る義務ということで、市民の権利や自由、また平和を壊さないようにするための大切な決まりであるという認識でございます。

私としましては、憲法はもちろん尊重し、平和な町を次世代へ引き継いでいきたいという思いでございます。以上です。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 組織のことではありますが、組織というのは何が正しいか、何をやるべきか、それをはっきり見定めたら、それをやるというのが組織やと思います。当たり前のことではありますが、この当たり前のことができてなかったのが福祉事務所でありまして、今も職員間の意思疎通、それから業務のリスク管理、これを土台からやり直す再構築を今してるところでありまして、これから先も長いですが、今後もこういうことを発生せんようにしていきます。

議長（西本良平） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田康喜） 今西議員のスポーツに対する2問目に対してお答えいたします。

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法に基づき、本市におけるスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するために設置している附属機関でございます。本審議会の主な役割は、国の動向、とりわけスポーツ庁の方針等を踏まえながら、本市の実情に即した施策の方向性について御意見をいただき、教育委員会または市長の諮問機関となります。

南国市駅伝競走大会につきましては、先ほど答弁しましたとおり、参加チーム数が減少しておりますので見直しの時期に来ていると考えております。議員の御指摘のとおり、伝統のある大会であり、将来有望な選手の発掘、育成の場としても大きな意義を有するものであります。本大会に参加した選手が将来的に県大会、さらには全国的な大会へと羽ばたき、活躍していただくことは本市にとっても大きな誇りであり、地域の子供たちに夢と希望を与えるものでございます。そのため今後も関係機関と連携しながら、継続的な支援に努めてまいります。

最後に、スポーツ行政に対する市の体制強化についてですが、持続的かつ効果的な施策を展開していくためには、体制の強化が不可欠であると認識しております。本市におきましては、中学校の運動部活動の地域展開も進めており、副市長をトップとした庁内ワーキングチームにおいて協議も行っておりますので、体制強化に向けて検討を行いたいと考えております。以上です。

議長（西本良平） 今西忠良議員。

21番（今西忠良） 生涯学習課長より答弁をいただきました。

スポーツ推進審議会には様々な課題を投げかけ、スポーツの振興と活性化を図っていくよう、さらに教育長をはじめ、努力をしていただきたいと思います。

南国市駅伝競走大会についても、本当に見直しをしていく時期に来たと思いますので、先ほど私の提言も踏まえて、いい方向に導き出していただきたいと思います。教育委員会、とりわけ生涯学習課の業務内容も鑑みていきながら、やはり体制強化というのは非常に大事だと思いますので、財源と人が伴うことにはなるわけですが、市長や教育長、副市長にも強くこのことについてはお願いをしておきたいと思います。

それぞれ答弁をいただいたわけですが、高市首相の国論を二分する政策展開の動きも始まり、その動向が大変危惧をされる状況にあることも事実であります。政府はインテリジェンス、情報活動の機能強化に向けた情報戦略を年内にも策定をする方向です。そして、その司令塔となる国家情報局の設置関連法案も提出をしようとしております。また、この先、首相が意欲を示すスパイ防止法に関し、定義の甘さ、曖昧さや運用次第では密告社会の到来など、人

権侵害の危険性も強く危惧をされるものであります。国旗損壊罪の創設や殺傷能力のある防衛装備品の輸出解禁も、次々に前に進めようとしております。

また、2月9日の記者会見で高市首相は、憲法改正にも挑戦をすると宣言もしております。政府に強権を与えることになる緊急事態条項の創設、そして平和憲法の根幹と象徴とも言える9条への自衛隊の明記、さらには9条2項の削除をもくろんでいることも見え隠れするわけがあります。9条2項は言うまでもなく、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない、国の交戦権はこれを認めないと明確にうたわれているものであります。決して二度と戦争をする国にはなりません。決して子供や孫を戦場に送ることがあってはなりません。新たな戦前を迎えないためにも、青年よ、銃を取るなと訴えて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

〔18番 前田学浩議員発言席〕

18番（前田学浩） なんこく市政会の前田です。通告に従いまして一般質問を行います。福祉事務所の不祥事、原因と再発防止についてです。

さきの今西議員のとかぶることもあります。そのまま進めます。

この質問を始める前に、私も保護司の端くれとして15年ぐらい、その役におりますので、中国孔子の言葉、罪を憎んで人を憎まずを前提とし、今回の行為そのものと、行為をした人を同一視せず、その背景にある組織風土の問題、いわゆる過度な信頼などによる放置もあったのではないかと、一般的に厳格化の乏しい組織環境では、誰しものが甘え、過ちを犯す可能性があることを認識し、質問をしたいと思っております。

さて、生活保護業務は公金を預かる法定受託業務であり、生活困窮者などへのセーフティネットの位置づけから、その業務は極めて高い厳格性が求められます。ケースワーカーの職務業務上、就任時の教育は専門性の事項など、どのようなものを行っておりますか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 高知県子ども・福祉政策部の福祉指導課主催の生活保護担当・生活保護査察指導担当の新任職員研修があります。それから、上半期に毎週係会を、保護係は係会をしてるんですけども、そのときに新任者研修を、その後係会を1時間程度、厚生労働省が推奨するテキストを使って査察指導員が行っております。ケースワーカー1年目には、社会福祉主事の資格認定通信課程で資格を取得してます。それから、経験年数の長いケースワーカー

ーによる同行訪問、個別対応の支援、生活保護システムなどの事務所への支援を行っております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 生活保護法に基づく実施要綱では、受給世帯への計画的な訪問調査が義務づけられております。このたびの南国市の不祥事に対して、高知県福祉指導課の課長さんは新聞記者の取材に対して、訪問調査は生活状況を確認する基本中の基本であると述べられておりますが、福祉事務所長にお伺いいたします。県課長の言う訪問調査は生活保護状況を確認する基本中の基本であるという御認識は同意できますか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） そのとおりであります。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 今回2人のケースワーカーの訪問実績がない件数と、訪問実績が足りない件数を年度ごとに教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 令和7年10月17日現在になりますけど、職員Aについて訪問実績がないのが、令和4年度が3世帯、令和5年度は11世帯、令和6年度は8世帯、令和7年度は1世帯、訪問実績が不足していたのが、令和4年度は3世帯、令和5年度は9世帯、令和6年度は8世帯、令和7年度は1世帯でした。

ちょっと基準日は異なるんですけども、令和7年3月31日現在、職員Bにつきましては、訪問実績がないのが令和5年度は4世帯、令和6年度は8世帯、訪問実績が不足していたのが、令和5年度は18世帯、令和6年度は12世帯でした。

これ基準日また変わりますけども、7年10月17日現在でありますけども、職員Aと職員B、両方が対応したものでありますけども、訪問実績がないのが、令和4年度は2世帯、令和6年度は2世帯、訪問実績が不足していたのが、令和5年度は1世帯、令和7年度は3世帯でした。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 高知市に転出していたケースで、未処理が10件あるということですが、この10件は高知市のほうに訪問していたのですか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 10世帯のうち6世帯は、訪問実績がありました。

4世帯は、年度によっては訪問実績がない、または訪問実績が不足しているものでした。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 高知市に移管処理せずに高知市へ訪問していたということになりますけれども、業務時間での高知市への訪問を福祉事務所としては了解していたのですか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） ケース移管を完了してなかったので、業務時間内に行っております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） ということは、組織として分かってたということですね。

生活保護受給者は、ケースワーカーの訪問調査を受ける義務について、法律上正当な理由なく調査を拒み妨げてはならないとされていると思いますけれども、近年多くの方が携帯電話を持っている状況で、訪問日時との調整は現在も難しいのでしょうか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 携帯電話にかけても出ないとか折り返しが無い、それから電話料金の未払い、未納によりつながらないケースなど、ケースワーカーも苦労してるところはあります。訪問しても不在である場合は、不在の連絡票を投函するなど工夫を行って対応しております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） その訪問調査ですけれども、対象者によって幾つかの段階があると聞いております。どのような分け方になっているのか、教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 訪問頻度は、その世帯の状況によりまして、毎月、2か月ごと、3か月ごと、4か月ごと、年に1回の訪問としております。高齢、障害、傷病の有無や稼働能力の程度などで分類して、さらに自立更生に向けた支援の内容、親族などの交流の度合い、介護サービスの利用状況などによって区分しております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 現在、南国市はケースワーカー8名の体制で約700世帯を担当しているということですが、人員配置は適正と判断しているのでしょうか。また、慢性的に少ない状況と考えてるのかどうか、福祉事務所長にお伺いします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 社会福祉法の第16条第2号の規定で、南国市の場合は現業員、ケースワーカーですけど、8人となるため、基準は満たしております。

それから、保護費の支給に係る事務を専門的に担当する、いわゆる庶務担当職員の配置がないため、その業務をケースワーカーと査察指導員が分担しているのが現状です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 今回2名のケースワーカー、職員Aさんが74世帯、職員Bさんが72世帯、不適切な事務処理を行ったということですが、それぞれこの2人の職員さんは何世帯を担当していたのでしょうか。また、8人のケースワーカーさんは、ほぼ同じような割り振りだったのでしょうか、教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 職員Aは令和3年度が89世帯、令和4年度が80世帯、令和5年度が120世帯、令和6年度が81世帯、令和7年度が100世帯、職員Bは令和7年度が80世帯、令和4年度が78世帯、令和5年度が66世帯、令和6年度が61世帯でした。

職員Aが令和5年度、120、令和7年度、100という世帯数であり、突出していますが、病院とか施設入所のケースであるため、訪問回数が年1回であること、定時処理もパターン化していたため負担が少ないという考えでありました。

職員Bは令和3年度と令和4年度の事務遅延が目立つようになったため、令和5年度以降、担当世帯を抑えていたということでありました。しかし、新規相談、申請が多い地区であったため、業務量としては他のケースワーカーより多い状況でありました。

令和7年4月現在、ケースワーカー9名でして、1人当たり70ないし90世帯でした。ケースワーカーの一人が年度途中から長期休暇のため、8人で対応していたのが現状です。

すいません、職員Bが「令和7年度80世帯」って申し上げましたが、「令和3年度80世帯」の誤りです。すいません、訂正します。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 今回不適切な事務処理ということで、次の項目を聞いております。生活保護台帳における援助方針の未策定、訪問記録の遅れ、被保護者世帯の未訪問、査察指導員への記録の未回付、移管協議、保護停止廃止に関する処理の遅れ、なかなかびっくりな内容なんですけれど、逆にお伺いしたいのは、どのような仕事は適切にできていたのでしょうか、お伺いします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 担当する地区の受給者からの相談などの対応、保護費の支給、臨時的な保護費の支給事務の起案や決裁はできておりました。経験年数の少ない職員への助言、他のケースワーカーが担当する受給者への対応とか、係内の事務処理もできておりました。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） ほかの方へのサポートはできてたということですか、分かりました。

南国市は、依存財源が6割を超えている交付団体です。その自治体職員がこのような職務怠慢の状態、それを長く放っていたということは本当に信じられません。どこからお金をもらってると思っているのでしょうか。

さて、今回訪問調査を怠り、約7か月後に水道料金の未払いで給水停止の連絡をする際に、おいての訪問で死亡が確認できたケースがありましたが、2024年11月に訪問し、警察調べで死亡したのはその月の下旬だとされておりますが、訪問したときの訪問記録を伺います。

その死亡確認が遅れたケースは、非常に重大な事案です。行政の最大の使命は、市民の生命、財産を守ることで、医師や医療機関者では決してありませんが、病院にかかっていたならば訪問時に何か感じることはなかったのか、そのときの訪問記録をプライバシーの部分を除いて教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 令和6年度にこの世帯を担当した職員Bが、令和6年11月8日にこの世帯を訪問し、面接を行いました。この世帯は3か月ごとに訪問する計画であるため、次の訪問は令和7年2月に実施すべきでしたが、訪問が実施されていませんでした。訪問が実施できない場合は翌月に訪問することとしていますが、令和7年3月に訪問は実施されていませんでした。

職員Aが令和7年4月にこの世帯の担当になりまして、前年度の最後の訪問が実施されていない場合は早急に訪問を計画すべきでありましたが、職員Bから職員Aへの訪問に関して引継ぎがなく、この世帯の訪問計画は6月となっていたため、4月は訪問が実施されていませんでした。令和7年5月26日に、上下水道局からこの世帯の水道料の未納による給水停止となることの連絡がありました。翌日、職員Aがこの世帯を訪問しましたが反応がなく、携帯電話にかけると使われていないというアナウンスが流れました。その翌日、この受給者が通院する医療機関に電話をしたところ、令和6年11月20日が最後の受診であることを確認しました。令和7年6月3日、職員Aが南国警察署に相談をしまして、この日中に南国警察署が対応し、この受給者が倒れていることを確認しました。その後、この受給者の親族から受給者の死亡推定は令

和6年11月下旬であることの連絡をいただきました。福祉事務所はこの受給者の廃止を令和7年6月5日に決定し、廃止日は令和6年12月1日付であります。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 私の今の先ほどの質問は、11月初旬に訪問記録のことを聞いていただいて、訪問記録をプライバシー抜きでお話してくださいと言ったんですけれども、その訪問記録を教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 自宅を訪問し、主というのは世帯主でありますけれども、世帯主と面接をすると、医療機関への定期通院は継続して行けてるっていう内容です。それで、服薬も継続できていると。主治医の病状調査でも通院に専念という内容であります。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） ということは、病院に行ってお薬を飲んでるということはそのとき分かってるということですね、はい分かりました。

先週の議員向け説明会で、ケースワーカーが水道の給水停止の連絡ができなかった後に、携帯に電話したら使われていないとのアナウンスがあったということですが、それまで一度も訪問しなかったどころか、携帯電話で訪問機会の調整をする電話も一切しなかったということですか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 令和6年11月8日に訪問した後、令和7年5月に水道局から、上下水道局から連絡あるまで、記録には電話とか訪問という記録はありませんでした。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） なかなか質問するのも厳しくなってきますけれども、その死亡された該当者の訪問頻度が3か月に一度となっていたと思いますけれども、水道料金の支払いが長くできていなかったことは知り得てなかったのでしょうか。支払いが滞っていたことなどから、結果としてもっと頻繁に行くべき対象ではなかったのか、生活保護対象者の訪問頻度などの見直しはどのようにしておりますか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 結果としては、臨時訪問などをするなどの対応が必要であったと思います。訪問頻度の見直しは、その世帯に何らかの変化があり、援助方針を見直す際に行ってます。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 昨晚気がついたんですけれど、11月下旬に亡くなっていたら、水道の使用は12月から6月までは全くされてなく、つまり検針でのメーターは回っていない。上下水道局は、水道料金が支払っていない世帯であるならば、給水停止を判断するとき、同時に直近の水道使用料は把握するのではないかと思いますけれども、どこかのタイミングで12月から水道の使用がされてないというのが分かっていたのじゃないかなと推測しました。そして、それをいずれかのタイミングで福祉事務所かケースワーカーまで伝わっていたかとも思いました。

我々議員とマスコミに説明した中で、ケースワーカーが給水停止の連絡に行ったというのうそで、その生活保護対象者の生息確認に行ったというのが実際ではないですか。しかも、その生息確認すら遅れて。普通、水道の給水停止は最後の最後のとりでであり、上下水道局の一職員が給水停止の方針を決めるということはないとも思いますけれども、またその給水停止の連絡もしくは通達は上下水道局の仕事ですよ。ケースワーカーの仕事ではないと思うんですけれど、なぜ福祉事務所のケースワーカーが給水停止の連絡に行ったのでしょうか。

該当者が生活保護受給者であって、それを上下水道局の職員が分かって、ケースワーカーに伝えたのではないかと、しかも12月から水道の使用が全くないことも一緒に伝えたのではないですか。どちらかといえば水道のメーターが回っていないことが緊急事態であるとして、それならば生息確認をするのは上下水道局じゃなくて福祉事務所、またケースワーカーの仕事になりますよね。

話を整理すると、先ほど聞いてもない質問のところ、なぜか丁寧に答弁されたのですけれども、議員に向けての説明会の資料で、昨年5月26日に上下水道局から当該世帯の水道料金の未払いにより給水停止になることの連絡があり、翌日職員Aが当該世帯を訪問したが反応はなく云々とありますけれども、水道料金の支払いがなければ、翌月あたりに支払いの督促があり、さらにその翌月ぐらいに給水停止の予告などがあるのではないですか。この間、該当者の支払いや水道の使用は把握してるんじゃないかなと思います。支払いが滞ってて、給水停止をしようとする当該者のメーターが12月から回っていないのは、上下水道局はどこかの早いタイミングで分かっていたのではないのでしょうか。

我々やマスコミの説明の中で語られた水道給水停止になることをケースワーカーが伝えに行くと、反応がないから結果的に警察に連絡したのではなく、未払いの市民が催促しても支払いなく、しかも水道の使用が長期にわたって使用されてないから、給水停止の連絡を担当する上

下水道局じゃなく、その市民を担当してたケースワーカーが生息確認に行ったということが事実ではないですか。給水停止の連絡は福祉事務所の仕事ですか。

繰り返しますが、水道が使われていない、メーターが12月から回ってないことは、少なくとも生息確認に行った結構な前に、結構の前の段階で上下水道局から福祉事務所へ、もしくはケースワーカーに伝わっていたのではないですか。

市長は、私たちやマスコミに大事な部分で虚偽の資料、生活保護業務における不適切な事務処理の対応についてを作り、説明されたと思いますけれども、くどいようですが、生息の確認が必要であって、給水停止のために行ったということではないと思います。ケースワーカーは生息確認に行ったのですよね、しかも相当遅れて。警察が動いてくれたのも、生活保護受給者が12月から水道が使われていないと伝えたから警察が動いてくれたのではないですか。支払いが遅れて電話が通じない程度では、警察は動いてくれません。いずれにしても、亡くなっていたということではないと思うんです。

誰一人取り残さないということをいろんな方がおっしゃいますけれども、誰一人取り残さないということは、その人の最期も尊厳するということだと私は思っています。今回の不祥事の中で、重大事案の大切な部分において、私は虚偽の説明を我々やマスコミにしたと思いますけれど、市長の答弁、お考えを求めます。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 私は虚偽の答弁をした思いはありません。上下水道局から、給水停止ということが起こるよということを福祉事務所に伝え、福祉事務所はその状況確認に行ったということであると思っております。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 給水停止の連絡は福祉事務所のケースワーカーがすることですか、お答えください。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 上下水道局がすることです。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） だったら、ケースワーカーが行ったってことはうそじゃないですか。ケースワーカーが行ったのは、生息確認に行ったんですよ。どうぞ。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） そちらの細かい上下水道局と福祉事務所のケースワーカーとのやり取り

というところまでは、私は聞いておりません。ただ、給水停止になるということを上下水道局から福祉事務所が聞いて、それによって現況を確認しに行ったということとっております。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 細かいやり取りは我々も分かりません。ただ、私が言ったのは、マスクや議員に対して虚偽の説明資料を作って説明したということをお私は思います。ですから、ケースワーカーさんが給水停止の連絡に行ったのではなくて、ケースワーカーさんは生息確認に行ったということになります。そうですね、だったら非常に大きな問題なんです。ケースワーカーさんは、給水停止に行く仕事は持っておりません。だったら、生息確認に行ったんじゃないですか。大きな虚偽ですね、ここは。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） ケースワーカーが給水停止に行ったというように資料に書いていたという認識は私はありません。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） ここにありますけど、当該世帯の水道料金の未払いによる給水停止になることの連絡があり、翌日職員Aが当該世帯を訪問するが、反応はなく、あるじゃないですか。ですから、これをそのまま素直に読めば、給水停止の連絡を受けたからケースワーカーさんが行ったということですね。それは生息確認に行ったということじゃないんですか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 生息かどうかは分かりませんが、現況をどうなっているのか確認に行ったということだと思っております。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） そのときに12月からメーターが回ってないということは分かっていますよね、ケースワーカーさんは。それで、11月の訪問のときに薬も飲んでいて、通院もされていたということで、生息確認に行ったんじゃないですか。どうぞ。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 12月にケースワーカーが、給水が、メーターが回ってないということを確認したかどうかの事実は、私は存じ上げません。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） ちょっとその細かいやり取りについては、これ以上議場で続けても意

味がないと思いますので、この件について上下水道局がその該当者の水道の使用はなかったのをメーターの検針で分かったタイミングと、それを福祉事務所もしくはケースワーカーに伝えた時期について、遅くとも来週の教育民生常任委員会までに回答してください。求めます。

続けて質問いたします。

稲生地区では、月に一度民生委員さんと社会福祉協議会の方が打合せ会をしておりますが、そのような場では福祉事務所の方が参加して、生活保護世帯の情報共有などはされているのでしょうか。福祉事務所のケースワーカーさんは、地区の民生委員さんなどと話合いの機会を取っているのでしょうか。

実は昨年末に、地区の方から金銭面や体調面で心配な方がいるから何とか力になってほしいという連絡があり、民生委員さんに相談しましたら、民生委員さんは既に知っておりまして、対応ができたと聞いております。地元の方との情報共有は、福祉事務所は取っておるのでしょうか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） はい。地区の集まりとかには参加はしておりません。ただし、担当地区の民生委員には、保護の開始、保護の廃止の情報を提供してますし、担当地区の民生委員から情報をいただくこともあります。

ちょっと今、民生委員の中の方で、今ちょっと受給者への支援、負担が重いという意見も今ちょっといただいている状況ではあります。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 今回該当の2人は不適切な事務処理の理由を語っていないということらしいですけれども、今も理由は語ってないのでしょうか。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 職員AとBは、それぞれの査察指導員には話をしています。内容については、南国市職員懲戒審査委員会に影響がありますので、控えさせていただきます。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） さて、県は生活保護事務を扱う各市の福祉事務所に年1回の監査を実施しております。職員配置や生活保護の決定、訪問調査などの状況などを確認し、個別ケースも抽出して調べているとのことですが。

2024年、25年、2年にわたり南国市福祉事務所への監査では、計画に対する訪問調査実績が6から7割程度と低かったようですが、この時点で結果的に県に不適切な事務処理を報告して

いないのは誰の判断でしょうか、お伺いします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 高知県の生活保護法の施行事務監査であります。実績報告のヒアリングは査察指導員が対応してまして、高知県の福祉指導課長によるヒアリングが福祉事務所長が対応しております。

令和7年5月の監査の時点では、事務の遅延の全体像も見えておらず、査察指導員、福祉事務所長は高知県に報告するレベルのものと認識しておりませんでした。事務懈怠の世帯数が把握できたのは、令和7年11月4日頃でした。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 報道によると、福祉事務所は訪問実績が低かった理由を電算システム上の問題があり、集計に実態が反映されにくいと説明していたとありました。そして、これはその後、複数の事務怠慢があると県に報告したのは25年10月になってからで、報告が遅れた理由を全体像を把握していなかったので必要ないと判断していたと弁解していたようですが、この部分の報道は事実なんでしょうか。発覚を恐れて逃げていたのでしょうか。また、県の監査にうそをついていたのでしょうか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 取材には記事のような内容でお答えをしました。

その中の電算システム上の問題もあり、集計に実態が反映しにくいということにつきましては、職員A、職員B以外のケースワーカーを含め訪問を実施していたものの、生活保護システムにケースワーカーが入力してない場合が見受けられました。訪問すれば、すぐシステム入力の処理をするという基本的なことができていませんでした。

先ほど申し上げましたが、令和7年5月の監査の時点で事務遅延の全体像が見えておらず、高知県に報告するレベルのものと認識していませんでした。令和7年10月20日に、市長に世帯数を把握できてないということと、約100世帯という報告をしまして、数はまだ把握し切れていませんでした。事務懈怠の世帯数が把握できたのは、先ほど言いましたが、令和7年11月4日頃です。令和7年11月27日から他の部署からケースワーカー経験者の協力をもらって処理をしていましたが、この協力によって、さらに事態の深刻さが明るみになりまして、最終的に事務懈怠の洗い出しの作業が終わったのは令和7年12月の末でした。

今振り返ってみますと、令和7年5月の時点で高知県には、全容は不明ですが、職員Aと職員Bに事務遅滞があるということ伝えていれば、速やかに改善ができたと思います。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 先週の議員向け説明会で、県の監査のことについて説明がありませんでしたが、意図して説明をしなかったのでしょうか、お答えください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 説明会におきましては、令和8年2月12日の記者会見の資料に基づいて説明したもので、意図したものではありません。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 令和8年2月12日の記者会見の資料に基づいて説明をしたので、意図したものではありませんとはなかなかすごい答弁で、昨日の課長会でこの答弁で了解したのでしょうか。我々市民の代表である市議への説明は、マスコミのついでですか。県の監査について重要なことは説明すべきではありませんか。議員説明会に同席していた市長、どう思われるのでしょうか、お聞きします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 県の監査の内容につきましては、まだ私も把握していないところでございまして、そういったことにつきましてどのように対応してきたかというのは、今後またその職員の懲戒審査委員会等で聴取していくものであるというように思います。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 説明会の前にマスコミ発表、つまり市長も謝罪会見があったと思えますけれど、そのときに県への監査の報告が2年抜けていたということの報道はあったと思えますけれど、それは皆さんが把握して話してたことではないですか。マスコミが作り上げたことなんですか、その件については。市長は把握してないと今おっしゃりましたけど、県の監査に報告していないから、そのことをマスコミに話したんじゃないのでしょうか、お聞きします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 県の監査があるということは分かっておりますが、内容についてはその中で私自身把握していないところです。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 監査の内容について聞いておりません。

監査に報告しなかったということをマスコミに言ってるわけですが、報告が抜かってたわけですね、2024年と25年。それをマスコミの謝罪会見を含めて、その話は出てたと思うんですが、その内容について我々議員向けの説明会では一切触れなかったのはどういうこと

ですか、お答えください。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） すみません、再度お伺いしますが、監査というのは県の監査のことをおっしゃってるんでしょうか。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） そうです。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 県の監査の報道といたしますか、高知新聞で監査の報道があったのはマスコミ発表の後でございます、そのマスコミ発表に県監査を言ったというような記憶がないところです。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 我々への議員説明会はその後ですよ、その後。テレビ、新聞で報道があった後に我々の議員説明会があったと思いますけれど、その議員説明会で県の監査云々の話が一切なかったというのは、これはどうしてでしょうか、再度お答えください。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 早急に議員の皆様には説明をする必要があるということで説明をしたものでございまして、基本はマスコミに発表した内容をしっかりと説明するという考えでございました。

県監査の内容につきまして、私自身、先ほども申しましたが、まだ把握もしていないところございまして、まずはマスコミ報道があったということに対して、早く皆様にお伝えしないといけないというような思いで議員説明会をしたところです。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 違います。

県の監査の2024年、25年に報告が抜かってたということは既に分かってたことですので、細かい内容を聞いてるわけではございません。それについての福祉事務所の会見の中から何回か話がありますけど、抜かってた理由に電算システム上の問題もあり、集計に実態が反映されにくいとマスコミに説明しております。これは我々議員説明会の前に分かってたことです。これについて、新聞、テレビで報道されたことについて、最高の責任者である市長は、このことが間違ってるなら、我々議員に対してそんなことありませんでしたと、重大なことです、県にうそをついたことはありませんということを使うのが普通ではないですか、細かい内容は我

々は聞いておりません。答弁を求めます。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） それにつきましては、この県監査に報告せずという事実につきまして、それはありましたと言うべきでございました。以上でございます。すみませんでした。

議長（西本良平） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時であります。

午前11時59分 休憩

午後 1 時 再開

議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。18番前田学浩議員。

18番（前田学浩） 質問を続けます。

ケースワーカーを指導する立場の査察指導員はどのような仕事をするのでしょうか、教えてください。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 査察指導員は、ケースワーカーのケースワークの把握、ケース審査、それから助言指導、査察指導台帳作成報告と活用、ケースワーカーに指導した事項について進行管理を適切に行うことが基本となっています。その他援助困難ケースへの対応、訪問の進行管理、援助方針の策定に係ることともされております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） その査察指導員は、今回業務の是正を口頭のみで行っていたようですが、内部規定による会議録の作成や業務の是正計画書などを残すような公金を預かる法定受託業務としての厳格な対応はしてなかったのでしょうか、お伺いします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） 口頭での指導で十分と当初は認識していました。

具体的な厳格な対応というものが作成されておらず、実施されてない結果、事務懈怠が発生しました。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 次に、県から是正指導を受けてた業務が1年以上放置されてたとありますが、1年も放置するとは正直あきれております。当時も県から副市長を出していただいた

と思いますが、県との連携強化を図ろうとしていた市の上位指針は、市の職員にどう伝わっているのでしょうか、現状を総務課長にお伺いします。

議長（西本良平） 総務課長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 副市長の任用につきましては、令和2年度から高知県との人事交流におきまして、県職員を本市にお迎えをしまして、副市長として任命するとともに本市職員を県に派遣をしまして、本市職員の能力向上と併せて県との連携を図ることとしております。

この人事交流の意図につきましては。市職員に広く伝えただけではございませんけれども、職員につきましてはこの認識はできていると考えております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） これまで県からは優秀な人材を出していただいていたのですが、市役所がそういった監査の隠蔽や指導に従わない、連携を図ろうとしないなら、もう図書館もできることですし、次期の副市長については一人制に戻して、その分を不足している正職員の採用枠に当てたらどうでしょうか。市長に答弁を求めます。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今回のことの事案の詳細は現在調査中ではありますが、結果として県の事務監査による指摘に対して、市として速やかに是正ができなかったことは県の信頼を損ねることとなり、大変申し訳なく思っております。今回のことによりまして、直ちに副市長を一人制にするということは考えておりませんが、これは全体的な組織の中で副市長の体制のことは考えていくべきというように思っております。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 今回の不祥事以前、2012年から16年にもケースワーカーの不適切な事務や事務怠慢が相次いで発覚し、再発防止に取り組んでいたはずですが、このときの再発防止として、いわゆる作業指示書、マニュアルをチェックリスト化やフローチャート化したようなものは整備されていたのでしょうか。福祉事務所長にお伺いします。

議長（西本良平） 福祉事務所長。

福祉事務所長（天羽庸泰） マニュアルとしましては、平成29年頃に事務処理手順を作成、令和4年3月にはケースワーカーの手引を作成して、全てのケースワーカーに配布しております。

平成28年3月18日に、福祉事務所長から総務課長に事務懈怠に対する事務改善策を提出して

いまして、ケース記録に書かれていたことに対する改善策、収入認定処理を行っていないことに対する改善策、課税調査結果に対する処理が不十分であることに対する改善策、査察指導一覧表の確認決裁について、3か月に一度行うこととしていました。チェックリスト化に相当するものが査察指導台帳一覧に当たります。査察指導台帳一覧の確認決裁については、3か月に一度行うことが令和2年度までは実施されていましたが、令和3年は第3四半期に1回実施されていませんでした。令和4年度からは実施されていませんでした。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 令和4年度から査察指導の一覧確認決裁を一度も行っていない、すごいですね。4、5、6、7、開いた口が塞がらないっていうのは、多分こういうときに使うのだというふうに思いますけれども、それらの再発防止策のチェックリストなどを完全に長年無視した結果、組織の機能不全、統治不全で起きた不正、不祥事であると判断されても仕方ないのではないかと思います。最終的な監督責任者として、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今回の事案につきましては、現在南国市職員懲戒審査委員会におきまして、対象職員に対し聴取を行い、事案に至った経過や要因の検証を行っております。以前にも同様の不祥事案が発生し、再発防止策を掲げていたにもかかわらず、前回の教訓が生かされずに繰り返しこのような事案に至ったことは、組織ガバナンスの欠如であり、コンプライアンス意識の欠如と言われても仕方がない重大な事態であると考えております。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 今後これからの再発防止策として、どのような具体策を講じるのでしょうか、市長にお伺いします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今回の事案につきましては、福祉事務所のみならず全庁的なリスクであると認識しております。福祉事務所におきましては、県にも助言をいただき、既に再発防止策を策定しておりますので、これを確実に実践していく必要があります。

また、今回の事案に至った要因を改めて検証し、全庁的に業務の事務手順や進捗管理の徹底、また組織としてのマネジメントがしっかり機能するように、職員研修等を通じて再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番(前田学浩) 懲戒処分の検討委員会は、庁内のメンバーで行われているのでしょうか、教えてください。

議長(西本良平) 市長。

市長(平山耕三) 南国市職員懲戒審査委員会は、委員長が副市長、委員は教育長、総務課長、財政課長、企画課長となっております。

議長(西本良平) 前田学浩議員。

18番(前田学浩) 生活保護業務は国からの法定受託業務です。今回の事案が法律に抵触するものかどうか、続いて市長にお伺いします。

議長(西本良平) 市長。

市長(平山耕三) 今回の一連の件の内容は法律に抵触するものであるかどうか、それ自体は全体的には分からないんですが、遅延していた追加支給等につきましては、それは法律に抵触していたというようにも言えるのではないかというように思います。以上です。

議長(西本良平) 前田学浩議員。

18番(前田学浩) 私の優秀なサポーターでありますA Iさんに、今回の不祥事の新聞記事や福祉事務所からの説明を読み込ませると、南国市の事案のようなケースでは、単なる事務のミスではなく、法の趣旨に明確に反する可能性が高いというふうに答えてくれました。理由としては、生活保護法の第27条、保護の決定、実施のために必要な調査を行うこと、第28条、被保護者に対し必要な指導、指示を行うこと、今回の不法として疑われるものとしては、長期間訪問していない。調査を行った結果、重大な生活問題を見逃した。法的受託業務に関する是正措置を口頭のみで行うなど、結果として組織的に訪問を放置していた。県の定期監査に対し、既に把握していた不適切な事務を報告しなかった。県から指導がありながら、1年間放置していた。これらを法に照らすと、長期間訪問を行わなかった場合は生活保護法の適正執行義務違反、死亡の長期未把握は保護廃止手続の遅延、公金支出の適正管理義務違反、これは単なる事務ミスでなく、実施機関としての監督義務違反に該当する可能性があります。

次に、転出世帯の移管手続未実施については、移管せずに支給を続けた場合は手続違反、財務規律違反、地方自治法上の公金管理義務違反、県への監査へ認識しながらの未報告については地方公務員法上の信用失墜行為であり、監査妨害に準ずる重大な問題であり、組織的隠蔽で地方公務員法違反の疑いがあると。

A Iさんは結論といたしまして、行政法上、法律違反の可能性は高い。生活保護法の適正実施義務違反、地方自治法上の公金管理義務違反、地方公務員法上の職務専念義務違反、そして

県の監査へ2年間も報告しなかったのは監査受検の義務に反する行為であり、組織的隠蔽の疑いがあり、非常に重大で第三者の検証が必要なレベルであると結論づけました。あまりにもひどいので、最後にお聞きします。

市長は、南国市職員懲戒審査委員会に審査要求を行い、2025年度中に処分を決定するというのですが、これほどの問題と隠蔽が続いていると思われる状況は、市の自浄作用では無理で、第三者による検証委員会の設置が必要なケースであると思いますが、監督責任者の市長の答弁を求めます。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今回の件につきましては、まずは南国市職員懲戒審査委員会の聞き取りを行って、それによって対応していくっていうことを考えております。

第三者委員会という御提案でございますが、それにつきましては今のところはまだ考えておりません。以上でございます。

議長（西本良平） 前田学浩議員。

18番（前田学浩） 終わりに、先ほども申しましたが、これほどの状況ですので市の自浄作用では無理だというふうに判断づけております。

改めて、第三者による検証委員会の設置を求め、質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議長（西本良平） 10番西山明彦議員。

〔10番 西山明彦議員発言席〕

10番（西山明彦） 議席番号10番の西山明彦でございます。

まずは、高知農業高校が選抜高校野球大会に初出場されましたが、地元の高校が甲子園に出場されることを大変うれしいと思うことをお伝えしておいて、前置きなして早速第446回令和8年3月定例会の一般質問に入らせていただきます。

今回私が通告させていただいた質問は、1、市長の政治姿勢として、令和8年度予算と監査制度、2、受益者負担として、上下水道料金と国保の県一化、3、高齢者支援、4、国営圃場整備事業の4項目であります。順次一問一答形式で質問させていただきますので、御答弁をよろしく願います。

まず、市長の政治姿勢、令和8年度予算についてですが、歳入歳出255億5,000万円と過去最大級だった令和7年度の当初予算より1.1%減となっています。予算を編成するに当たり、まず現在の南国市の財政状況について質問します。

現在の南国市の財政状況で心配なのが、財政調整基金の大幅な減少です。令和5年度末に25億9,000万円あったものが、令和6年度末には19億4,500万円、そして今年度末には13億8,000万円と、この2年間で12億1,000万円減少し、半減しています。当初予算においては、令和6年度には11億円、7年度には6億5,000万円を財政調整基金から繰り入れて予算を組んでいました。そして、来年度8年度の当初予算でも6億5,000万円を財調から繰入れしています。

財調が減ると、このように当初予算を編成するに当たり、一旦財調を取り崩して歳出に充てるという方法が取れなくなってきました。一方で普通会計の地方債残高が令和5年度末には235億円余りだったものが、6年度末には242億円弱、そして今年度末には255億6,000万円で、ちょうど来年度予算の総額とほぼ同額になっています。そのため公債費が年々増加傾向にあります。年々財政調整基金が減少する一方で公債費が増えている、南国市の財政が非常に硬直化していることは明らかだと思います。

平山市長は、これまでの2期8年間で海洋堂SpaceFactoryなんこく、地域交流センターM I A R E !、新図書館「ごめんちあ」などの箱物のほか、都市計画道路南国駅前線のJR後免駅前までの延伸、やなせライオン公園をはじめとする中心市街地の整備、そして来年度、令和8年度中の完成を目指すJR後免駅前広場の整備など、大型ハード事業に取り組んでこられました。物すごいスピード感で南国市の中心市街地が大きく変わってきました。平山市長の輝かしい実績だと思います。

しかしながら、財政状況はどうか。公債費が増える一方、財政調整基金が減り、にっちもさっちもいかない状況になってるのではないのでしょうか。今後、市民生活に直結する新たなソフト事業など、全く期待できないような気がします。

そこで、市長にお伺いします。

今申し上げたように、南国市の財政は非常に硬直化してきたと思いますが、財政調整基金の大幅な減少や公債費の増加、これらを含め現在の南国市の財政状況について、市長の認識をお伺いします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 西山議員が言われましたように、財政調整基金につきましては令和5年度決算積立て後の残高が25億9,000万円だったものが、令和6年度決算積立て後では約13億8,000万円と、約12億1,000万円減額となっており、中期財政収支ビジョンで掲げております令和9年度末の財政調整基金残高20億円の目標達成は危うい状況であると考えております。

また、公債費につきましても、償還元金、利子ともに上昇しておりますが、都市再生整備事

業の財源とした地方債は交付税措置のある起債となっておりますので、地方債の一部は地方交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税として交付されることとなります。

また、地方財政計画では、物価高騰の影響についても一定普通交付税で措置されることとなっておりますし、本市では市税収入の伸びも見込める状況となっており、一般財源の歳入の増加は見込める状況ではございますが、令和8年度も令和7年度と同様、財政調整基金からの繰入額を6億5,000万円とせざるを得ない状況でございますので、財政状況は厳しいと考えております。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 市長も財政が厳しいというのは十分認識されているということですが、地方債については交付税措置があるものもあるということですが、市長も言われたように、利子が上がっているということですので、市税収入が増加すると見込まれるということですが、決して予断が許されるような状況ではないと思います。

そんな財政状況の中で、市長が令和8年度に力を入れて予算化した施策は何でしょうか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今まで魅力ある中心市街地の再生ということで、都市計画道路やものづくりサポートセンター、地域交流センターなどを整備してきた都市再生整備事業でございますが、新図書館につきましては昨年11月に完成したところです。引き続き令和8年度におきましては、JR後免駅前広場の整備、その横の緑地公園の整備などの費用を計上しております。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） JR後免駅前広場関連ということですが、どうしてもハード事業に目が行ってしまうというところはあります。

ところで、常々私が要望している市民生活に関わるソフト事業について来年度予算を見てみると、民生部門で継続事業として、例えば妊婦や産後ケアなどの少子化対策、子育て支援事業が見られます。私も以前に不妊治療や産後ケアについて要望してきましたので、そこへの予算配分についてはとても喜ばしいことです。けれども、どうも新規事業が見当たらない気がします。

そこで市長にお伺いしますが、ソフトの新規事業は考えていないのか、継続事業でももう少し規模を拡大しようか、そのように考えておられる施策はありませんでしょうか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 昨年の12月議会でもお答えさせていただきましたが、新たな事業を行うには財源の確保が必要となってまいります。特にソフト事業につきましては、経常的な費用を後年度まで負担することになってまいります。財政調整基金の残高が現在減少している状況を考えますと、具体的な新規事業や拡充するような施策をなかなか申し上げることはできないところ です。

令和8年度におきましては、新たに計上いたしました事業としまして、中山間地域で介護サービスの提供を行う事業者に対して、訪問、送迎に一定以上の時間がかかる場合に介護報酬を上乗せする費用や、事前復興まちづくり計画策定業務委託料を計上しておるところです。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 財政調整基金の減少で、なかなか新規事業や継続事業の拡充は難しいということですが、そうした中でも新たに高齢者支援として介護サービス提供事業者への委託料の上乗せなどを行っているということのようです。この事業者への支援がサービスを受ける側、高齢者にとってどのように影響するかはちょっとすぐには分かりませんが、新たな支援策を取り入れたということ で理解しております。

やはり財政状況がソフト事業に予算を振り向けることへのネックになってるのではないかと思いますし、しつこいようですが、市民の身近な課題となるソフト事業への予算配分を今後も求めていきたい と思います。今後は受益者負担の見直しも視野に入れているということですので、本当に市民にとってよい状況に向かっているのか、非常に危惧しています。

次に、監査制度について、市長の政治姿勢としてお伺いします。

監査委員については、地方自治法第195条から第202条に規定されています。そして、第199条にその職務が規定されていますが、基本的に監査できるのは財務に関する事務の執行についてです。

ところで、もう9年前になりますが、平成28年、2017年9月議会において、先輩議員でいらっ しゃいました浜田和子さんが、工事に関しては専門性を要することもあり定期監査されていないが、他市では外部に委託するという手法が取られている。南国市でも透明性を高めるために外部の専門家による工事監査をという趣旨の質問、提案があって、当時の監査委員事務局長から、工事監査については高知市では外部に委託して毎年2件ほど監査しているという答弁が あります。そして、その1年半後の平成30年、2019年3月議会において浜田さんから、工事監査を外部に委託するという提案に対する検討結果の質問があり、事務局長から、事務職員

のみで実施することは困難であるということで、当面実施しないという答弁でした。けれども、再質問に対して、監査委員も替わったので新たに検討すると答弁されています。

この件については、その後どうなっているのでしょうか。今現在工事監査が行われているようではありませんけれども、つい最近でも開館を目前に控えた新図書館の建築工事について、工事の契約変更に係る臨時議会での議決に至るまでにいろいろと議論がありました。昨年12月議会の杉本議員の一般質問において、執行部から経過と反省が述べられました。やはり浜田さんから御提案のあったような専門家による工事監査の必要性は高いと思います。

平成30年3月議会で浜田さんの質問に対して、当時市長に就任して1年目の平山市長は、工事監査により透明性がなお確保されるなら有効な手段だと思う、監査委員、監査委員事務局で再度検討していただきたいと答弁されています。

そこで、監査委員事務局長にお伺いします。

平成30年3月議会以降、この件についての対応はどのようになっているのか、その後の対応と経過についてお伺いします。

議長（西本良平） 監査委員事務局長。

監査委員事務局長（中村比早子） 工事監査につきましては、議会後、監査委員と検討され、平成30年度と令和元年度に実施をしております。令和2年度、3年度につきましては、予算措置はされておりましたが、新型コロナウイルス感染症が発生し実施できておりません。テーマを決めて定期監査及び行政監査を行っておりますので、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからは工事監査を行っておりません。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 浜田さんから30年3月議会で指摘して、すぐに取り入れられたようで平成30年からということですので、コロナの影響もあって今現在行われていないということですが、この項目を市長の政治姿勢で取り上げたのは、地方自治法では監査委員は市長の要求に基づいて監査することができますし、監査委員は監査のために必要があると認めるときは関係人から意見を聞くことができますとなっています。けれども、やはり直接専門家に監査してもらった方が、より透明性を図れると思います。工事監査を外部の専門家にさせていただくか否かは、予算措置を含めて市長の判断になってくると思います。

そこで、市長にお伺いします。

市長はこの件、工事監査を外部の専門家に監査してもらうことについて、どのような認識をお持ちでしょうか。一度は取り入れた工事監査です。改めて取り入れるお考えはないでしょうか。

か、お伺いします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 外部の専門家に監査していただくということで、公共工事における計画、設計、施工などが適正かつ効率的、経済的に執行されているということが技術面から明らかにされるということで、工事の透明性が確保されるということは承知しておるところでございますが、まずは公共工事を定期監査及び行政監査のテーマとしていただき、監査をしていただいて、必要であればそれに併せて予算措置を行い、そういった外部監査等を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 外部の専門家による工事監査を行うということは明言していただけていませんでしたが、工事の透明性を図るためにも、ぜひ一度取り入れたことですので、再開するよう再度要望しておきます。

次に、2項目めの受益者負担について質問します。

受益者負担については、前回の12月議会でも触れましたが、市長からは具体的な内容は検討していないとの回答でした。そこで、市民生活に直結する少し大きな項目について具体的に質問します。

まず、上下水道料金についてです。

水道料金については、今年度から見直しされ、値上げされています。その理由としては、給水人口の減少による水道料金収入の減少と水道管の耐震対策や老朽化による更新などでした。しかしながら、今回の水道料金改定の際にいただいた資料によると、私は5年くらい先には再度見直しが必要になるのではないかと感じました。

そこでお伺いしますが、水道料金が見直されて水道事業会計の状況、とりわけ営業収益は増加傾向にあるのでしょうか。水道審議会に報告されてるかもしれませんが、市民的には分からないので教えてください。

議長（西本良平） 上下水道局長。

上下水道局長（橋詰徳幸） 令和7年5月分の水道料金より約22%の値上げを実施しております。市民の皆様には御負担をおかけしておりますが、御理解、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。今回の値上げにより、令和7年度の料金収入は前年度と比較して約1億円の増加となる見込みでございます。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 約22%の値上げで1億円の増収ということで、大きな増収ですが、先ほども申し上げたように5年もしたら、また値上げの必要性があるのではないかと私は思いますが、水道事業会計の今後の見通しはどうか、とりわけ水道料金の再度の引上げは検討されているのか、あるいは再度引上げが予想されるのか、お伺いします。

議長（西本良平） 上下水道局長。

上下水道局長（橋詰徳幸） 昨今の物価高騰や水需要の減少等、水道事業経営を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。将来にわたり安定して水道水を供給するためには、必要であれば料金を見直し、健全な水道事業経営に努めてまいりたいと考えております。

水道料金を見直しにつきましては、令和5年度に経営戦略の見直しを行い、令和6年度から令和15年度までの計画策定期間を定めており、5年ごとに見直しを実施しております。その結果を基に料金改定の必要性について検討を続けております。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） まだ値上げして1年目ですので、今から再度上げるといことはなかなか言えないかもしれませんが、上水道については令和6年度には給水戸数は1万9,840戸、給水人口は4万223人で、普及率は88.14%です。多くの市民が生活のために使用するもので、水道使用料は市民生活に直結します。まさに受益者負担の典型だと言えます。

令和6年度決算書によると、収益的収支は約1億1,300万円の黒字で、料金水準の妥当性を示す料金回収率は107.19%と料金収入が給水費用を上回っています。料金改定が行われる前のことです。しかしながら一方で、資本的収支が約3億1,600万円の赤字となっています。これが水道管の耐震化や老朽化対策など、水道施設の維持管理しているための結果だと思えます。

したがって、上水道を安心して市民が使用していくためには、公共料金としての受益者負担も必要なものだと思います。それでも突然大幅な値上げをされては、今回も22%ですか、大幅な値上げをされては市民生活の設計が狂ってしまいます。長期的ビジョンに立って段階的な見直しの検討をしていく必要があると思います。このことについて、市長から一言いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 今後も長期的視点に立って経営戦略の見直しや経営分析を行って、事業継続のために料金改定が必要となるということでございましたら、あらかじめ水道審議会で議論を経て、改定期期、改定率等につきまして適切に判断してまいりたいと思ひます。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番(西山明彦) ありがとうございます。

差し支えない普通の答弁でしたけれども、次に下水道料金についてですが、昨年3月議会で私が質問したところ、市長から下水道料金についても現在改定に向けて検討しているという答弁があります。

そこでお伺いしますが、下水道料金の見直しについては現在どのような検討がされているのでしょうか。下水道会計の状況、今後の見直しを含めてお答えください。

議長(西本良平) 上下水道局長。

上下水道局長(橋詰徳幸) 下水道料金の見直しにつきましては、令和6年度に経営戦略の見直しを行い、令和7年度から令和16年度までの計画策定期間を定めております。この計画の中で、令和11年度下水道使用料の改定を目標に準備を行う予定としております。しかしながら、昨今の料金収入の減収などを鑑みて、改定時期の見直しを行う可能性もあるかと考えております。以上でございます。

議長(西本良平) 西山明彦議員。

10番(西山明彦) 令和11年度の改定ということですが、4年後のことになりますが、しかしながらとって改定時期の見直しとも言われましたので、前倒しもありということだと思います。

下水道は、上水道と比べると受益世帯は少なくなりますが、令和6年度には処理戸数は8,619戸、処理人口は1万9,080人、また水洗化戸数は7,451戸、水洗化人口は1万5,606人です。やはり市民の重要なライフラインです。

ところで、昨年1月に発生した埼玉県八潮市での下水道管の損壊による道路陥没事故を受けて、昨年3月議会で南国市の下水道について質問したところ、南国市の下水道管は比較的口径も小さく、95%が塩化ビニール管なので、硫化水素による管路の劣化の可能性は少ないということでした。それでもやはり維持管理には大きな経費が必要です。それは、令和6年度決算書と決算審査意見書を見ると、収益的収支が約3,000万円の黒字に対して資本的収支が約1億7,300万円の赤字という数字に表れています。ここでも施設の維持管理のために市民が受益者負担として下水道料金で負担しなければならない、そういった理屈です。

昨年3月議会で私は、上下水道は市民生活に大きな影響を及ぼすライフラインであり、もっと上下水道会計へ一般会計からの繰り出しがあってもよいのではないかと質問しましたが、市長は上下水道事業はともに公営企業会計なので、事業費は料金収入で賄うことが基本であり、一般会計で担うのはあくまで国からの財源措置がある部分までだと言われました。

そこで、市長にお伺いします。

今申し上げたとおり、昨年市長がそのように答えられて、一般会計からの繰り出しには難色を示されましたけれども、上水道も下水道も市民生活には欠かせない重要なライフラインであり、市民サービスの向上という観点からも、また南海トラフ地震に備えるためにも、例えば個人資産である一般住宅への住宅耐震化補助のように、上下水道施設の維持管理にも必要な経費については一定市の負担、言い換えれば一般会計からの繰り出しがあってもよいのではないかと思います。改めて市長の考えをお伺いします。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 令和6年度3月議会にて西山議員にお答えしましたとおり、公営企業会計であります上下水道事業の繰出金につきましては、やはり基本は上下水道局それぞれの企業会計での歳入歳出で賄うということが基本であると考えておきまして、今後におきましても児童手当、消火栓、雨水排水事業など、一般会計で担うとされている部分につきましては予算計上し、繰り出してまいりますが、それはあくまで国からの財源措置がある部分ということでございますので、そのように考えております。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 1年前と全く同じ回答で、非常に残念ですけれども、企業会計といえども上下水道施設の整備は市民生活を支えていく上でもとても重要ですので、上下水道事業は使用料収入だけでなく、市からの財政支援の必要性も重ねて申し上げておきたいと思っております。

次に、受益者負担の2つ目、国保の県一化についてです。

今、国保については、いわゆる県一化が進められており、令和12年度の保険料水準の完全統一を目指して準備が進められています。納付金、つまり国保税を令和22年度から県下統一にする計画ということです。南国市の場合、現在の国保税が予想される県下統一の国保料より低いため、引上げが必要になるということです。そのために、それに向けて国保税を上げる必要があるということです。

そこで質問ですが、南国市における現在の1人当たりの国保税の金額と現時点での令和12年度に予想される額についてお答えください。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） 本市の1人当たりの税額は、6年度決算におきまして12万4,127円となっております。また、5年度に示されました統一後の令和12年度1人当たりの税額は14万7,880円と推計されております。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 6年度に12万四千何がしだったのが、統一保険料になると12年度には14万7,880円と2万4,000円ぐらい上がるようではありますけれども、では国保財政を支える上で必要な国民健康保険事業財政調整基金について、ここ3年程度の推移をお伺いします。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） 令和元年度から単年度収支が赤字であったため、毎年度基金を取り崩しておりましたが、令和5年度から黒字に転じております。5年度、9,176万4,318円、6年度は8,883万4,161円の黒字決算で、7年度においても7,420万9,000円の黒字を見込んでいるため、3か年度で2億5,480万円を越す金額を基金に積み立てることになり、7年度決算時において約4億6,880万円の基金残高になると見込んでおります。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 国保基金は、例えば新型コロナ流行などのように突発的な給付金増のときの保険料の引上げを抑えるためのものですが、3年間で2億5,000万円増加して、7年度末には4億6,880万円になるということです。非常に大きくなってます。

では、この3年間の急激な基金の増加について、どんな要因があるとお考えでしょうか。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） 黒字に転じた理由といたしましては様々な要因がございますが、主なものといたしまして、団塊の世代が後期高齢者医療に移行し、被保険者数が大きく減少したことや、医療費水準が高い市町村にかけられていた医療費係数が廃止されたことにより、県に納める国保事業費納付金が大きく減額したことが要因と考えられます。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 団塊の世代が後期高齢者医療になったことなどが挙げられるということではありますけれども、この基金は県下統一保険料になると、今のように国保税の引上げを抑えるために活用できなくなるということですので、それまでにこの基金をどう取り扱うのが課題になると思います。

施政方針で市長は、令和12年度の県内国保の保険料水準の統一を見据えた税率改定も勘案し、保有する国民健康保険事業財政調整基金を活用するなど、基金の活用も述べられております。一方で、今議会にこの基金の基金条例の改正案が提案されています。現行では、経済事情の変動等により国保事業に財政不足を生じたとき、その不足額を埋める財源に充てる場合に限り全部または一部を処分できると、財源不足、すなわち赤字になるときに限り活用できるというも

のです。これを改正案では、市長の裁量で赤字にならなくても自由に使えるように変更しようということになっております。国保料の県下統一以降は活用できなくなることを見越して、財源不足が発生するか否かを問わず、国保税額に直接ではなく間接的に関わると思われる施策、例えば市民の健康増進施策などに有効に活用しようという改正案だと推察します。

そこで質問ですが、かなり多くなっているこの国保の基金については、今後どのように活用しようと考えておられるのでしょうか。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） 現状、基金の活用といたしましては、決算時の赤字補填、国保税収納率低下による不足分の補填、そして医療費増に伴う国保税税率アップの抑制という3項目に活用できることになっております。しかしながら、国保事業の安定的かつ公平的な財政運営を目指し、県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料という方針の下、令和12年度に予定されております保険料水準の完全統一後は、各市町村の保有する基金を用いて国保税増額の抑制には活用できなくなるため、今議会に上程していますとおり、基金の処分規定を改正し、活用できる場合を追加したいと考えております。

具体的な活用例といたしましては、1点目は、新たな保健事業の展開に使う。

2点目は、収納率が低下した場合の納付金財源への充当。

3点目は、地方単独事業の医療費助成における国庫補助金の減額調整、地単カットと申しませんが、その補填の3項目を予定しております。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 基金条例を改正して医療費給付費を抑制するための健康増進のような保健事業や、市単の医療費助成への補填というようなことを言われましたけど、それ地単カットということのようですが、これは国は地方自治体が単独で医療費を助成することは受診者の自己負担がなくなることにより受診行為が増えて、その分の医療費が増加することということで、公平な国庫の配分とした観点から、実施している自治体で負担すべきというふうに国が考えているということで、国民の何かペナルティーを科すみたいで、国民の健康をどう考えてるのかと非常に腹立たしいような制度ですけれども、前の質問と重複することになるかもしれませんが、この基金のことも含めて国保審議会でも審議されていると思いますし、先日の国保税条例の税率改定についての説明会でも資料をいただきましたが、やはりこの場で、議会の場で説明していただきたいので伺いますが、令和12年度に向けての国保税の引上げについて、現在の計画をお答えください。

議長（西本良平） 市民課長。

市民課長（山田恭輔） 国民健康保険の運営は、平成29年度までは各市町村が運営を行っていましたが、30年度からは都道府県が国保財政の責任主体となり、財政運営の安定化を目指す国保改革が行われました。しかしながら、その後も依然として市町村格差は残されており、特に財政運営が不安定となる小規模の自治体が多い本県では、国保事業の安定的かつ公平的な財政運営を目指し、令和12年度の保険料水準の完全統一に向けての合意を行い、現在取組を進めているところでございます。

県は、12年度の統一保険料の目安として、市町村に令和5年度に推計保険料を示し、1人当たりの保険料を14万7,880円と推計いたしました。当時本市の1人当たりの保険料は11万7,716円であったため、3万円を越す推計額でございました。県からは、各市町村が計画的に推計額に近づけるよう税率見直しを実施するように、保険料方針作成の指示がありました。

これを受け、本市では南国市国民健康保険運営協議会におきまして協議を行い、税率は7年度までは改定せず、8年度から被保険者の負担を減らすように国保財政調整基金を活用しながら、毎年度段階的に税率改定を行っていくという方針を決定していただきました。ただし、これはあくまで目安であり、税率や金額、改定期間などの具体的な詳細につきましては、今後の決算等を確認して判断することとの御意見をいただいております。

また、保険料方針の作成に使用した保険料推計額14万7,880円につきましては、県の見解といたしまして、不確定要素を含む5年度時点での推計額であり、統一保険料の取組の中間報告として、8年度中に最新の推計額を示すとされております。これらを踏まえまして、昨年度の運営審議会におきまして、南国市保険料方針のとおり、令和8年度を初年度として税率改定を実施するとの決定をいただきましたが、5年度、6年度に引き続き7年度も黒字決算が見込まれるため、本年度の運営審議会におきまして、これまでの経緯を踏まえ、8年度の税率改定につき、再度の協議をお願いをいたしました。

同運営協議会では、税率改定において8年度における保険料水準の完全統一に向けた税額アップ分は基金を充てること、子ども・子育て支援金については、この制度が社会連帯の理念を基盤に、全世帯が子供や子育て世帯を社会全体で支える目的で新たに創設されたことを受け、国保のみならず全ての医療保険から拠出され、それぞれの保険料に上積みして徴収されるものであることから、被保険者の皆様にも御協力をお願いするとの答申をいただいております。

なお、子ども・子育て支援金は8年度以降も段階的な引上げが予定されておりますが、11年度までは毎年度の引上げを行わず、3年間の引上げ差額は基金を充てていく予定でございま

す。以上でございます。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 詳しい説明をありがとうございました。

来年度、8年度に中間報告があつて、新しい推計額が出るということですのでけれども、来年度から導入される子育て支援金が全ての医療保険に上積みされるので、国保の被保険者にも負担願うということのようですが、いずれにしましても国保についても保険料が上がる、受益者負担が増えるということです。

さきの衆議院選挙で、チームみらいが社会保険料の軽減ということを公約に掲げて躍進しました。若者世代からの支持を集めたのではないかと私は思いますが、しかしその裏には高齢者の医療保険料の見直し、一律3割負担という考えもあります。保険料ばかりでなく、今高額療養費の見直しも検討されています。応能負担という考え方を否定はしませんけれども、必要な医療の受診控えにつながらないように、慎重な検討を望むところです。

余談になるかもしれませんが、国保料については子育て支援金を上乘せするというので、国保料の引上げが行われようとしています。これは国の政策ですので、南国市ではどうすることもできませんが、医療保険から他の施策へ回すというのは目的外使用じゃないかなと私は疑問を感じます。本来なら子育て支援の費用は消費税などによって賄うべきですが、今消費税は引下げとか、ああいうことが話題の中心で、国民の関心事にもなっています。消費税への転嫁というのは口にできないというのが、政府、そして与・野党そろっての思惑じゃないかなと思います。この件については、これで終わります。

次に、3項目めの高齢者支援について質問します。

これまでも取り上げてきましたが、子育て支援に比べて、高齢者支援はあまり取り上げられません。先ほどの国保の質問で、医療保険制度の見直しについてちょっと触れましたけれども、年金生活をする高齢者には非常に厳しい状況だと思います。

高齢者への支援について、私はこれまで高齢者の居場所としては在宅か施設入所かになるということで質問してきました。国は、いつまでも住み慣れた環境で在宅を中心とする方向で政策を進めています。施設介護はどうしても経費が多くなります。そのため施設が多い市町村の介護保険料は、どうしても高くなってしまいます。

南国市でも、市長が施政方針で高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活を続けていくことができるようにと言われました。住み慣れた自宅で暮らすのは、本人にとってとても好ましいことです。けれども、老老介護であるとか、独居高齢者のひきこもり、孤独死などの問題もあ

ります。どうしても在宅での生活が困難な状態になって、施設入所をしようにも年金だけでは入所費用が賄えないため、自宅にいるという方も多いのではないのでしょうか。

そこで、私は施設入所に係る費用について、入所費用の一部でも、食費の一部でも、方法はいろいろあるので、何らかの支援をと求めてきましたが、市長からは介護保険の範囲内でお願いたいという回答しか得られておりません。保育所、幼稚園に入園している児童の副食費は市単独事業として支援しているのに、施設入所の高齢者に対しては介護保険以上の支援はできないのはなぜかと思います。高齢者人口が多いため、二の足を踏むようですが、私が令和6年6月議会の一般質問で確認したところ、補助対象者数でいえば各種高齢者施設の入所者数は保育の副食費補助対象者の約3分の2です。決して施設に入所している高齢者が多いわけではありません。いつでも安心して生きていくためにも、一步踏み込んでいただきたいと思います。

質問ですが、南国市で独居高齢者、後期高齢者のみの世帯、施設入所者の人数は把握されているのでしょうか。把握されているのならどのくらいいるのか、お答えください。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 独居高齢者、後期高齢者のみの世帯数については、把握できておりません。介護保険事業計画では、高齢者世帯の推移について国勢調査の数値を用いております。

次に、施設入所者の人数ですが、令和8年1月の月報の数値から主な施設を申し上げます。特別養護老人ホーム、181人、介護老人保健施設、171人、介護医療院、86人となっております。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 在宅の方々の生活実態はどのようにつかんでいるかというふうに思います。というか、在宅の方の把握はできているのかと、介護認定を受けている方なら一定の把握もできると思いますが、在宅の方の生活実態について把握されてるのか、いかがでしょうか。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 3年ごとに介護保険事業計画策定のため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。今年の1月に実施した調査では、1万2,229通を送付し、9,358通の回答を得て、現在集計中であります。調査項目は、国の指定する項目に市が指定する項目を幾つか追加しておりますが、この調査を基に第10期介護保険事業計画を作成することとなります。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 今言われたニーズ調査、回答率では7割から8割というところでは

うか。この調査で把握するということがかなと思いますけれども、在宅の高齢者の実態把握はなかなか難しいと思います。民生委員やいきいきサークルなどの地域での取組に頼るところがあると思いますが、今日個人情報の保護という制約、壁もあります。いきいきサークルは介護保険の範囲内の支援です。いずれにしても高齢者への支援は介護保険制度の範囲内ということになっていると思います。

私が気になっているのは、在宅の高齢者の中には経済的に施設入所をためらっている人がいるということです。その実態は、行政も地域もなかなか把握できないと思います。

市長にお伺いします。

何度も同じ質問になりますが、先ほども説明したように、施設入所の高齢者数は保育・幼稚園の入所者数よりも少ないという現実があります。そこで経済的に余裕のない高齢者が仕方なく在宅で過ごすようなことではなく、在宅生活が困難になったときに、これは独居に限らず高齢世帯のほか様々な困難を抱えた世帯があると思いますが、そうした方々に金銭的な心配なく施設への入所を考えることができるように、スタートとしては所得制限があっても構いませんが、入所費用、経費の一部について何らかの支援はできないでしょうか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 施設入所者につきまして何がしかの支援という御質問でございますが、以前にもお答えいたしましたように、入所費用について負担を重く受け止めになってる方がいらっしゃるということは推測できるところでございますが、その分保険給付費もたくさん行っているということも事実であります。

低所得の方には、居住費及び食費の軽減制度がございますし、高額介護サービス制度や高額医療、高額介護合算制度での備えもございますので、施設入所者に対しての金銭的支援につきましては、市単独での制度創設は、なかなかほかにも優先すべき課題もございまして、現状では難しいことであります。

なお、介護保険制度の範囲外ということでは、一般会計にて通院支援サービス事業に150万円、住宅等改造支援事業に233万2,000円、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金にも611万8,000円を令和8年度予算として計上しております。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 今、介護保険外での幾つか支援策を言われましたけれども、それらは全部在宅での場合のもので、施設の場合に制度の中で軽減措置もあるということですが、それから保険給付を多く受けているというようにも言われましたけれども、何もそれは

高齢者の介護保険に限らずのことだと私は思います。

初めに長寿支援課長に答えていただいた数字でいくと、入所者数は五百何十人かになると思います。保育園児よりも少ないし、物価高騰対策で行った給食費無償化の対象者よりは本当に少ないです。あれは一時的な助成ですけれども、あのときに一時的に施設入所者への支援があってもよかったのではないかと思ったりもしております。

今ここでも触れましたけれども、高齢者にとって本当に生きづらい社会になろうとしているのではないかと私は思います。少子・高齢化社会の進展で高齢化率がどんどん上がって、一方で少子化がますます進んでおり、将来を支える世代の育成は本当に大切です。けれども、そのためにこれまでの日本社会の発展に寄与してきた高齢者の皆さんに冷たい社会であってよいのでしょうか。南国市ではどうしようもない国の政策がほとんどだと思いますが、せめて南国市は子育て支援とともに高齢者への経済的支援にも力を入れていただきたいと切に願うところで

す。

最後の質問に入ります。

4項目めの国営圃場整備事業についてです。

国営圃場整備事業については、西本議長が再三質問されておりましたけれども、西本議長が心配されているように、私も事業の進捗が気になりますので質問させていただきます。

国営圃場整備事業については、令和2年度から事業着手して、11年度までの10年間の事業計画でしたが、半分の5年が経過した令和6年度末の進捗状況が、工事完了面積が約60ヘクタール、工事発注分を含めても約68ヘクタールで、計画受益面積527ヘクタールの約13%だというのが昨年3月議会での西本議長の質問に対する答弁でした。

まず1つ目の質問として、改めてお伺いします。

計画全工区に対して、現在までの工事完了工区、工事着手工区はどうなっていますか。そして、それは当初の事業計画に対して進捗的に見てどのような状況なのでしょうか。

議長（西本良平） 農地整備課長。

農地整備課長（高橋元和） 国営圃場整備の令和7年度末の状況で申しますと、工事完了工区が久枝、下島、能間の3工区となっております。また、工事着手工区は、現在浜改田西部、堀ノ内の2工区でございます。

事業の進め方としましては、工事着手の前提条件として重要となります地元の合意形成が図られまして、換地計画の原案などが作成されていくことが不可欠でございます。それらの状況から当初の考えでは、同意率の高かった下島、久枝工区や浜改田西部工区、そして次世代ハウ

ス団地の計画のあった能間工区を先行して進めることとしており、早期から用地測量や実施設計に取り組んだ結果、下島、久枝、能間の3工区では既に工事完了に至りました。

完了工区のうち、久枝工区では換地後の登記が完了しておりまして、また下島、能間工区でも、昨年11月の権利者会議等の過程を経まして、先月登記申請が完了いたしました。また、能間工区では、令和6年度に1.2ヘクタールのピーマンの次世代型ハウスが完成し、既に営農しております。さらに、7年度につきましては、1.8ヘクタールのキュウリの次世代型ハウスが建設中でございます。

このように先行して進めてきた工区は、順次工事が完了し、もしくは工事が進捗中でありま。また、これら以外の工区につきましても、地元の合意形成が図られてきた工区から順次実施設計等を進めてきており、先行工区以外では堀ノ内工区で現在工事を着手し、現在工事継続中でございます。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 計画10年のうち6年が経過して、工事の完了をしている工区は3工区、工事着手が2工区で、合わせて5工区です。かなり進捗が遅れていますが、今後の工事に向けての工区の順番は決まっているのでしょうか。もしかしたら10年間の事業計画の見直しなど、論議されていないのでしょうか、お伺いします。

議長（西本良平） 農地整備課長。

農地整備課長（高橋元和） 来年度の工事予定につきましては、まず浜改田西部工区の来年度完了を目指して工事を進めております。また、堀ノ内工区でも早期完了に向けて進捗を図るため、工事を継続するとともに、新たに廿枝工区でも工事着手する予定でございます。さらに、今年度でおおむね実施設計が完了する片山工区では、再来年度以降の工事発注が可能となるよう、換地原案作成などの準備も併せて進めてまいります。

なお、事業計画については平成30年時点で策定したものであり、その後の物価変動や歩掛かりの改定等がありましたので、国の事業所でも総事業費や工期の精査を行っているところでございますが、未着手工区での地元合意形成状況なども踏まえまして、見直しの議論は慎重に対処していく必要があると考えております。以上でございます。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 次に、着手していく工区については分かりましたが、全体の順番があるかどうかはちょっとお答えがなかったように思いますが、能間工区では今現在も農免道路沿いに次世代型ハウスができつつありまして、県外から帰省した私の子供が、あれは何が建ちゆ

うがとってました。ショッピングモールか何かの建物の骨組みのように見えたようです。

能間工区も工事着手が予定より遅れましたけれども、同じ大篠地区の住吉野工区では、まだ何も始まっていません。そのあたりが地元の間人としてどうしても気になって、今後順番があるのかと聞きました。今後の予定はどうなってるんでしょうか、そんな思いがします。よろしくをお願いします。

議長（西本良平） 農地整備課長。

農地整備課長（高橋元和） 現在、住吉野工区は地元の合意形成を早期に図っていただく必要がございます、工区運営委員会の皆様との打合せも鋭意進めているところでございます。現時点ではまだ実施設計には着手できておりませんので、今後の見通しを説明することは困難な状況ではありますが、早期の工事着手に向けて関係者一丸となって進めてまいります。以上でございます。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） それぞれの工区で工事に着手してから完了するまでに4年も5年もかかるような状況で、全体の計画期間が令和11年度までであと4年なので、本当にどうなるのやろうと地権者の方々は気をもんでいます。もうやめろぞと言ってる人もいます。とても令和11年度に工事が終わるとは思えませんけれども、地権者の方々には高齢者もいまして、代替わりもあると思います。新しい地権者になった場合には、考え方が変わる可能性もあるのではないかというふうに思います。

市長にお伺いしたいのですが、国の予算配分の確保の問題もありますし、最近では事業の請負業者も複数あるようですが、多くの工事に同時に着手するのはもう限界もあります。現在の進捗状況からいって、かなり厳しい状況になると思います。そのあたりを市長はどのように考えておられるんでしょうか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 請負業者の状況ということも今お話しにあったところでございますが、令和2年に本事業が決定されて、令和4年度の工事着手から今年度にかけて入札をまず行ったところでございますが、そのときもまず最初には3件の不調・不落が発生し、関係者の皆様には多大なる御心配をおかけしたところでございます。なかなか業者の育成ということが最初は進まなかったということで、その後国では高知県建設業協会に対しまして事業概要の説明や契約方式の改善、発注予定情報の提供などを積極的に行うとともに、県も含め地元業者との意見交換を重ねてきたところです。加えて市としましても建設業協会への直接の協力要請を行うな

ど、これまで関係者が一丸となって対策を講じてきました。これらの取組によりまして、ここ2か年は不調・不落も解消されて、複数者による応札が継続するなど、入札状況は堅調に現在は推移しておるところです。

議員御指摘の予算確保もそうですが、施工業者の確保といった課題から見ても、多くの工区を同時に工事着手するには限界があるのも事実です。しかしながら、発注した案件が確実に円滑に落札されるよう、今後も県、国、そして市が密接に連携して、事業の推進に全力を注いでまいりたいというように思います。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） ありがとうございます。

あくまでもこの圃場整備事業は国の事業ですが、市長も言われたように、今は市も国や県と協力して着実に事業が進んでいくことを願うところです。

1つ心配なのが、政治的な問題です。政権が地方創生を重視していた石破政権から高市政権に交代して、責任ある積極財政ということですが、高市首相からは地方という言葉がほとんど聞かれません。農業政策についても大きく変化したのではないかと感じています。

そしてまた、市長は予算配分の獲得に向けて、1年前に農林水産省や財務省などにも要請を行うというようなことを言われましたけれども、その要請行動する際にお世話になるであろう南国市選挙区である高知1区の選出の国会議員さんは、自民党総裁選のときもそうでしたが、高知2区選出の方と違って、高市さんとは一線を画していると思います。さらに高知2区選出の官房副長官の方は財務省出身でもあります。余計なことかもしれませんが、今後の南国市における国営圃場整備事業の推進について、政治的な側面から非常に私が心配するところです。

そこで市長にお伺いしますが、公約にも国営圃場整備事業の推進を掲げて、稼げる農業を目指している平山市長の今の政治情勢も含めて、今後の国に対する取組についてどのようにされようと考えているのか、市長のお考えをお聞かせください。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 現在の政権が考えられておることは、今までの流れを引き継いでおられるというように思っております。農業構造転換集中対策期間というものがございまして、国のほうは農業政策におきましては食料安全保障の強化ということを大きくうたっておるところでございまして、その方向は今までの流れの中では変わっていないというように思っております。その中で農業の未来を切り開くのが国営の圃場整備事業ということになっておるというように

思います。国でもそういう農地の大区画化というのは推進してあるというように認識しております。

南国市におきます国営圃場整備につきまして、平成30年の仮同意徴集段階から中四国農政局や各省庁、国会議員の皆様の下へ足を運んで、早期着工を訴え続けてきたところです。令和2年の事業認可後も、単なる基盤整備にとどまらず、高収益作物の導入による稼げる農業への転換を掲げて、戦略的な要請、要望活動を展開してきたところです。

その結果ということにもなるかと思いますが、予算面では工事着手した令和4年度は前年度比の予算から2倍超の12億円になったということございまして、令和7年度は当初補正予算合計で約20億円確保できたということです。現在までの累計予算額は70億4,600万円となっているところございまして、今後につきましても地道かつ継続的な要望活動を国のほうに続けていき、引き続き国のほうからの予算確保を導き出していきたいというようにも思っており、農水省並びに財務省のほうへも引き続き要望活動に伺いたいというように思っております。以上です。

議長（西本良平） 西山明彦議員。

10番（西山明彦） 米価格の高騰で石破政権のときにお米の増産というようなことが、また切り替わったというようなことで、農政がちょっと変わっているのかなというようなことですけれども、市長が今後も国に向けても取り組んでいくということで、力強い市長の決意だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

最後に、市長をはじめ、今年度で管理職を勇退される5人の皆さん、丁寧な御答弁ありがとうございました。5人の皆さんは、管理職としてはあと一か月足らずです。最後まで頑張ってください。とりわけ国保の問題がある山田市民課長は、まだ最後まで大変だと思いますけれども、皆さん本当に長い間御苦労さまでした。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西本良平） 11番神崎隆代議員。

〔11番 神崎隆代議員発言席〕

11番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今議会では、高知農業高校の甲子園出場への応援バス等の支援について、市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続の導入について、公用車事故に伴う安全管理体制と議会への報告について、南国日章産業団地の現状と南国伊達野第2産業団地の計画に

ついて、以上4項目につきまして質問をいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

初めに、このたびの高知農業高校の甲子園出場決定、誠におめでとうございます。大変うれしいニュースであり、市民にとりまして大きな誇りとなる出来事です。3月の「広報なんこく」は、野球部の晴れやかなガッツポーズの写真が表紙を飾り、裏表紙には練習風景やパブリックビューイングで応援すること、日程等が決まり次第ホームページにアップされることの掲載がありました。選抜高校野球大会の21世紀枠での出場は、学校全体での取組や地域に根差した活動など、長年積み重ねてきた努力が実り、学校と地域の姿勢が全国に評価されてのことだと思います。この出場は、学校単体の出来事ではなく市民全体の誇りであり、応援や支援は公共的意義を持つものと考えます。

全国では、初出場の際に後援会実行委員会方式で応援バスを運行し、自治体が一部補助を行うなどの支援事例が見られます。本市としましても、応援バス等の支援について前向きに検討すべきと考えます。当初予算で300万円が計上されておりますので、そのつもりだとは思いますが、具体的にどのような支援をお考えなのか、お伺ひいたします。

議長（西本良平） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田康喜） 本市に所在する高知農業高等学校が第98回選抜高等学校野球大会に21世紀枠で出場することが決定したことを受け、本市でも同校への支援を準備しております。具体的には、高知県立高知農業高等学校野球部甲子園出場支援実行委員会が実施する市民や野球部OB等が参加する応援バスツアー関連経費や、応援グッズ作成経費等に対する補助金の創設、市民が一体となって応援することができるパブリックビューイングの実施等につきまして、現在準備を行っております。

本市支援施策につきましては、準備が整い次第、市ホームページ、公式LINE等で市民に対し情報発信を行っていくこととしており、高知農業高等学校の甲子園での戦いを多くの市民が参加して一緒に盛り上げていくような取組を進めてまいります。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 細かいところまではまだ調整段階で発表できないのだと思いますが、応援バスツアーや応援グッズ作成への支援、パブリックビューイング実施など、多くの市民に参加してもらい、一緒に盛り上げていこうとしていることが分かりました。

農業高校の21世紀枠での出場が決まってからは、応援に行きたいがバスが出るのかなどの声が多くございました。私たちの年代は中学校で野球をしていた生徒が農業高校に進学した場合、野球部がなかったので高校からはソフトボールを始めるという年代でした。ソフトボール部O

Bにとりまして、母校の後輩が甲子園に行くということは大変な喜びであり、盛り上がっております。3月6日の抽せん後は、ますますムードが高まることと思いますので、応援参加等の申込みにつきましては、混乱がないように分かりやすい周知をお願いいたします。

農業高校の甲子園出場決定は、市長にとりまして大変にうれしいニュースだったと思います。施政方針の中でも触れておりましたが、いま一度喜びの声をお聞かせください。また、応援バスツアーが決まりましたら、市長もバスに乗って甲子園球場に行かれるのですか。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 高知農業高等学校の甲子園出場が決まったということを知り、本当にもちろん本市で100年以上の歴史を誇る学校が出場できるということは、もう感慨この上ないようなことございまして、非常にうれしく思いました。と同時に、どのような応援ができるだろうと、精いっぱい応援しないといけないというようにも思いました。

現在、私、実行委員会、甲子園出場支援の実行委員会の副会長という役割を仰せつかっておるところでございますが、その中で今議論もしておるところでございます。その応援バスツアーももちろんその中の一つございまして、私もできれば、体が空けばそれに参加したいというようには思うところでございますが、何分行事がいろいろと多うございまして、ちょうど日程が合えば参加もしてみたいなというように思います。今は、できるならそのパブリックビューイングだけでも行きたいなというようには思っておるところではございますが、そこはまた抽せんが終わってから考えるということでございます。

ぜひとも今はもう高知農業高等学校の野球部の選手の皆様が、甲子園で全力でプレーできるように精いっぱい応援していきたいという思いでいっぱいございまして、私にできることは精いっぱい努めてまいりたいというように思います。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） ありがとうございます。

市長は大変お忙しいですので、日程が合えばということで、市民にとりまして一緒に市長とバスへ乗って甲子園球場で応援できるとなれば、本当にすごくすばらしい思い出になると思いますので、日程調整していただいて、バスで行っていただけたらと思います。

応援バスツアーの料金設定につきましては、物価高騰のさなかで本当に節約しながら生活をしている方もおいでますので、それを考えてもやっぱり応援には行きたいということもあると思いますので、できるだけ参加しやすい金額になるような交渉をしていただきたいと思います。

生活の時々でつながりが薄れているように感じるが多くなったこの頃ですが、今回の農業高校の応援を通じて、老若男女で交流が生まれることにも期待をしております。高知農業高校の学生が甲子園球場で伸び伸びとプレーができるように、バックアップ体制を整えることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続について質問をいたします。

厚生労働省の推計によりますと、令和7年における65歳以上の認知症高齢者は約471万人、軽度認知障がい者は約564万人とされており、さらに精神障がい者は令和4年の推計で約614万人、知的障がい者は約126万人に上るとされ、判断能力が不十分となり得る方々は極めて多数に上がることが分かります。

本市の認知症高齢者数、軽度認知障がいの高齢者、精神障がい者、知的障がい者の人数を教えてくださいいただけますか。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 認知症高齢者数及び軽度認知障害の高齢者数については、把握をしておりません。精神障害者及び知的障害者につきましては、令和6年度末時点での障害者手帳所持者数を申し上げます。精神障害児・者、507人、知的障害児・者が454人となっております。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 加齢により認知症の発症リスクも高まることから、今後も判断能力の不十分な高齢者は本市でも増加するであろうと思いますし、身寄りがない人の権利擁護が緊急課題となっております。本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みである成年後見制度は、地域包括ケアの推進に不可欠です。2016年制定の成年後見制度の利用の促進に関する法律において、市町村はその利用促進の責務を担うこととされています。特に市民が後見人として活動する市民後見人制度は、地域に根差した支援体制を構築する上で有効な手段であり、その活用促進が求められております。本市としましては、成年後見制度をどのように位置づけ、その中で市民後見人の活用をどのように推進していく方針なのか、お伺いいたします。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 後期高齢者の増加に伴い、判断能力が不十分である高齢者は今後も増加し、その中で親族などの援助が受けられないケースも同じく増加することが予想され

ることから、権利擁護の面から成年後見制度の需要は今後高まってまいります。司法書士、社会福祉士などの専門職もまた不足することから、担い手の育成が必要とされております。

南国市社会福祉協議会では、平成23年度から法人後見の取組を始めており、また市から委託を受け権利擁護センターも開設したところです。ただし、法人後見につきましても引き受ける件数には限りがあることから、市民後見人などの担い手の育成の必要性が増してきております。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 成年後見制度の需要は高まっていること、市民後見人などの担い手の必要性が増してきているとの答弁でした。

それでは、本市における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数と今後の見通しについてお伺いいたします。市民後見人の養成実績、登録者数、これまでの選任件数も併せてお聞きいたします。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 令和6年11月に高知県のブロック協議会に出席をしてございました。その中で高知家庭裁判所より提供を受けた令和6年4月末の数値として、南国市では類型別に後見164人、補佐17人、補助13人、任意後見2人の計196人が成年後見制度利用者となっております。今後も利用者は増加するものと思われま。

その中で市民後見人の養成につきましては、これまで南国市として実施ができておりません。高知県内では3市町で養成実績があるのみですが、養成講座未実施の市町村からは、複雑で困難なケースが多く、市民後見人が担うケースがない、あるいは養成カリキュラムが長期間にわたり拘束日数が多い、責任が重く家裁への提出書類も複雑で、養成講座を開催したとしても成り手がいないなどが養成に至っていない理由とされております。

しかし一方で、養成講座をオンライン併用とすることや複数市町村での共同開催を望む声も寄せられており、県とも協議の上、養成講座実施の方策を今後検討してまいります。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 成年後見制度の利用者が増えると予想はしているが、市民後見人の養成については実施できていないため、実施の方策を検討するという答弁でした。市民後見人の成り手がいないなど、養成に至っていない理由を挙げられている市町村もあるようですが、専門職後見人中心での制度利用は報酬助成への充実を図る必要があります。今後も予算を増やさないといけない状況が続いていくと思われま。本市の当初予算民生費では、成年後見制度利用支援事業助成金として、令和6年は13万2,000円、令和7年は18万円、令和8年は67万

2,000円と増額されています。その利用実績と今後の予測についてお伺いいたします。

なお、他の予算科目にも計上しているのであれば、併せてお答えください。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 対象者ごとにそれぞれの課で予算措置をしてございます。知的障害者を福祉事務所、民生費、精神障害者を保健福祉センター、衛生費、高齢者を長寿支援課、介護保険特別会計で計上しております。令和6年度決算額では、知的障害者1人、17万1,600円、精神障害者1人、13万2,000円、高齢者1人、13万2,000円です。

次に、令和7年度は決算見込額でお答えいたします。

知的障害者2人、48万円、精神障害者1人、26万4,000円、高齢者1人、21万6,000円です。

次に、令和8年度当初予算額では、知的障害者2人、67万2,000円、精神障害者1人、26万4,000円、高齢者5人、168万円です。高齢者の場合は、今申立て件数が2人おりますので、3人ぐらいにはなるという予測の下で当初予算組みをしてございます。

今後利用が増える中で、報酬を御自身では御負担できないケースも増えてくるので、予算計上額も増える度合いによって計上を増やしていくということになるかと思えます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 後見人報酬は、原則本人負担のため、低所得高齢者にとって大きな障壁になります。お金がないから権利を守れないという事態を防ぐ命綱と言える成年後見制度、利用支援事業だと思います。この助成金についてはどのように周知しているのか、周知状況をお聞きします。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 権利擁護センターや地域包括支援センター、その他の相談機関で権利擁護に係る相談の中で成年後見制度について説明する際は、報酬助成制度があるということの旨、説明をいたしております。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障がい福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きい現状があるということですが、本市では成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みの導入はできていますか。

議長（西本良平） 長寿支援課長。

長寿支援課長（中村俊一） 南国市の基幹システムは、令和8年10月に標準システムのほう

へ更新予定となっております。そのシステムの機能の詳細な部分については不明な部分もありますが、御質問の件につきましては送付先登録申請書を工夫することなどで対応したく存じます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 事務手続の負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側の事務負担の削減にもなりますので、一括手続ができるように、課長が責任を持って引き継いでいただきたいと思います。

成年後見制度は、単なる制度ということではなくて、誰一人取り残さない地域づくりの基盤です。判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の構築のためにも、これまで実施できていない市民後見人の養成にも尽力していただくことをお願いいたします。あと残り3月までいっぱい、しっかりよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

公用車事故に伴う安全管理体制と議会への報告について。

議会において公用車使用中の事故による損害賠償の専決処分が報告されています。直近3年間の事故件数の推移と、それに対する市長の認識を伺います。

議長（西本良平） 市長。

市長（平山耕三） 直近3年間で公用車使用中の事故の発生件数でございますが、令和4年度が18件、令和5年度が24件、令和6年度が10件となっております。そのうち相手方に対して賠償責任の生じた件数は、令和4年度が4件、令和5年度が5件、令和6年度はゼロで、いずれも物損事故でございました。令和7年度は、現在のところ17件となっております。賠償責任の生じました議会への報告案件は、今回報告いたします1件となっております。

公用車を運転中に相手方に損害を与えることはあってはならないことですし、自損事故であっても市の財産である公用車を傷つけることとなりますので、公用車の運転には細心の注意を払い、事故を起こさないことが肝要であると考えております。以上です。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 市長の事故を起こさないことが肝要であるとの御答弁に対しては、全くそのとおりだと思います。一つ一つの事故を軽視することなく、安全対策の徹底をお願いしたいと思います。また、公用車の事故に伴う損害賠償は、全国市有物件共済会から支払われるとはいえ、その原資は市税ですので、無駄な財政負担につながらないように心して取り組んでいただきたいと思います。

事故を起こした職員の安全運転教育の実施状況と具体的な事故削減目標を掲げた対策についてお伺いいたします。

議長（西本良平） 総務課長。

参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（松木和哉） 公用車での事故が発生した際には、当事者から所属長を通じて事故報告書の提出を求めています。事故の詳細とともに今後の誓約事項といたしまして、事故防止への対応、また課内での再発防止の取組を記載し、安全運転管理者、財政課、総務課を経て、市長まで報告するようにしております。

課内におきましては、朝会等で安全運転・再発防止の徹底を行うほか、庁内では定期的にウェブ掲示板にて交通安全の徹底を周知をしております。

職員への安全運転教育につきましては、新規採用職員につきましては入庁時に動画研修などによりまして事故防止の研修を行っております。

また、消防本部では、毎年1名が緊急車両運転者特別職員研修を受講しまして、緊急走行に対する座学、夜間走行、実技走行訓練を受けております。

職員研修としての安全運転教育につきましては、令和4年度の実施からできておりませんので、今後事故件数の削減に向けまして、研修の実施を検討いたします。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 消防本部では毎年1名が緊急車両運転特別職員研修を受講しているということです。この1名の選定の仕方と受講後、他の職員に対して共有されるような内容なのか、お聞きをいたします。

議長（西本良平） 消防長。

消防長（三谷洋亮） 消防本部が行っている緊急車両運転者特別研修は、ある程度経験を積んだ職員で緊急車両を運転する職員に対して、順番に受講させています。

研修内容としましては、遠心力でどこまでハンドルを切ると横転するのか、滑りやすい路面で実際にスピンをさせる体験等、事故の緊急回避や短距離で安全に停止させる訓練等を行い、専門の施設がないと経験できないような研修となっております。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 突然に消防長に答えていただきまして、ありがとうございます。なかなか大変な経験ができるというか、訓練があるということで、勉強になったというか、分かりました。ありがとうございます。

総務課長からは、安全運転教育は令和4年度の実施以降できていないということですので、

課長のおっしゃいます事故件数の削減に向けて、研修の実施をしていただきますようお願いしたいと思います。

また、事故報告書に再発防止策を記載して、市長まで報告しているということですが、その内容が単なる報告の積み上げにとどまっていないか、しっかりとした検証が行われているのでしょうか。現在行われている地方自治法第180条第2項に基づく専決処分の議会への報告は、道路等の瑕疵による場合の事故については状況の説明がありますが、職員の公用車使用による相手方への損害賠償については、事故の概要や原因が極めて簡略化されており、なぜその事故が起きたのか判然としません。これでは議会の監視機能が十分に果たせないと考えます。現在の報告内容で説明責任が果たされていると認識しているのですか。

議長（西本良平） 財政課長。

参事兼財政課長（溝渕浩芳） 議員から御指摘いただきました事故の概要や原因などにつきましては、市道の認定や廃止の議案のときのように、提案理由に事故の概要や過失割合などの資料を添付する形で御説明させていただきたいと考えております。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） ありがとうございます。

専決処分の報告を単なる結果の報告で終わらせるのではなく、なぜ起きたのか、どうすれば防げたのかを振り返る機会にすること、そしてその振り返りを次の対策につなげ、同じ事故を二度と繰り返さないための出発点とすること、そのような位置づけで専決処分の報告を行っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、南国日章産業団地の現状と南国伊達野第2産業団地の計画についてお伺いいたします。

南国日章産業団地の3区画について、12月議会での答弁から進捗があったのかどうか、問合せや相談、交渉中など、今現在の状況をお聞きいたします。

議長（西本良平） 商工観光課長。

商工観光課長（山崎伸二） 南国日章産業団地の未分譲地につきましては、12月議会で答弁した状況のとおりでございます。現在3号区画と5-2区画に対し、それぞれ1社から立地相談をいただいております。

相談内容につきましては、センシティブなものになりますので、この場での発言を控えさせていただきたいと思います。なお、相談内容については、県とともに適宜対応しているところでございます。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 現在継続中ということが分かりました。

南国日章産業団地は、令和3年12月の分譲開始から今年の12月で5年になります。今の段階で売れていないことについての検証はされているのですか。今後の見通しについてどのようにお考えなのか、お聞きをいたします。

議長（西本良平） 商工観光課長。

商工観光課長（山崎伸二） 現時点では3区画が未分譲となっているところでございますが、そのうち2区画について立地相談をいただいておりますので、まずは県とともに相談内容に対応し、分譲が進むよう努めてまいりたいと考えております。現状のまま未分譲の状態が続くようであれば、区画面積の見直しなどについて県と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 商工観光課長にもう一つちょっとお聞きしたいですけど、このまま未分譲が続けば区画面積の見直しなど県と協議したいとのことですが、そのような判断を下す時期というのはいつ頃というふうに考えていますか。

議長（西本良平） 商工観光課長。

商工観光課長（山崎伸二） 時期については、今ここで、県との協議が必要なことでございますので時期のほうは明確とは言えませんが、やはり一定このまま続けば県と販売、分譲について協議し、その中でまた考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） ところで、私は先週末、都市計画審議会の委員として南国伊達野第2産業団地に関する審議に参加しました。この産業団地の計画は、南国日章産業団地と同様に地区計画の手法を活用した計画であります。民間主導の提案型である点において、行政主導の日章産業団地とは趣を異にしていると感じています。

そこでお伺いします。

本市において、これまで地区計画の手法を活用した産業団地の計画は何件ありますか。また、そのうち民間主導と行政主導の内訳についても教えてください。

議長（西本良平） 都市整備課長。

都市整備課長（篠原正一） 本市におきまして、これまで都市計画決定している地区計画を活用した産業団地につきましては、全部で13件となります。その内訳といたしましては、民間

主導の産業団地が8件、行政主導が5件となっております。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 本市においては、地区計画を活用した産業団地の多くが民間主導で立地されたということですね。

ところで、この地区計画については令和5年度に県が中心となって市街化調整区域における地区計画策定指針の改定が行われたと承知しておりますが、その主な改定内容についてお聞かせください。

議長（西本良平） 都市整備課長。

都市整備課長（篠原正一） 御質問の市街化調整区域における地区計画策定指針の改定につきましては、南海トラフ地震対策として民間企業の高台移転ニーズが高まる中、移転先の確保や企業流出の防止を図る観点から、地区計画制度の運用の見直しが必要となったことを受け、令和5年度に改定が行われたものであります。

それでは、主な改定内容につきまして、以下3点にわたりお答えをいたします。

まず1点目は、道路幅員の基準の見直しであります。

従来は敷地が9メートル以上の道路に接していることを一律の要件としておりましたが、改定後は2車線以上の道路に接道していることとされ、道路の幅そのものではなく、実際に安全に通行できるかどうかを基準とする形に見直されました。

次に2点目は、区域形状の基準の見直しであります。

従来は事業系の地区計画におきまして、区域の外周の20%以上が幹線道路に接していることが求められておりましたが、この要件は廃止をされ、国の運用指針に基づき、できる限り整形な区域とする取扱いへと変更されました。

3点目は、建築物の用途の基準の見直しであります。

これまで5ヘクタール未満の工業系の地区計画では、製造業に該当する建築物に限定されておりましたが、改定により運輸業、卸売業、建設業等に該当する建築物につきましても建築が可能となり、用途の幅が大きく拡大されました。これらの見直しにより、市街化調整区域における地区計画の活用の可能性は広がっており、とりわけ南海トラフ地震対策としての企業の高台移転につきましても、これまで以上に具体的な検討が進みやすい制度環境が整ったものと考えております。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 地区計画についても大きな規制緩和が行われたということが分かりま

した。

では、この改定以降、地区計画に関する民間企業からの相談は増えてきているでしょうか。その後の動向について教えてください。

議長（西本良平） 都市整備課長。

都市整備課長（篠原正一） 令和5年度の策定指針改定以降、民間企業からの地区計画に関する相談は明らかに増加しております。

まず、民間企業からの提案により都市計画決定に至った地区計画は2件ございます。さらに現在、次の都市計画決定に向け、具体的な協議を進めている案件が5件あり、いずれも民間企業からの提案によるものです。加えて正式な協議には至っておりませんが、事前相談があった案件も5件ございます。このように改定以降、民間主導による地区計画の動きは着実に広がっている状況です。

実際に窓口で相談に来られた企業の方からは、従来の策定指針における道路幅員9メートルの要件や外周20%以上の接道要件はハードルが高かったと、今回の見直しにより事業の検討が進みやすくなったとの声も複数いただいております。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） ありがとうございます。

本市では民間企業による立地ニーズが高まっている状況が分かりました。こうした動きを踏まえ、行政としても受皿となる環境整備を進めていく必要があると考えます。日章産業団地に残区画がある中ではありますが、立地ニーズに切れ目なく対応していく観点から、新たな産業団地の計画も重要ではないかと思われれます。

そこでお伺いしますが、本市としてはどのような戦略の下で今後の産業団地整備を進めていく考えなのか、また12月議会で答弁されておりました企業誘致イベントへの参加実績を踏まえ、産業団地整備が雇用の創出、とりわけ若者や女性等の就業機会の拡大、移住・定住の促進にどのようにつながると考えているのか、見解をお聞かせください。

議長（西本良平） 商工観光課長。

商工観光課長（山崎伸二） 南国日章産業団地への誘致等を目的に、昨年6月に高知県の出展に合わせて東京ビッグサイトでの企業誘致イベントへ参加いたしました。当日は様々な企業の担当者にお越しいただき、当市からは20社弱の企業に対し情報提供を行ったところでございます。その中で事務系企業の担当者から、高知県進出に興味をお示しいただいた案件もあり、現在は県において営業活動を展開していただいているところでございます。

こうした経験からも、県外企業へ誘致活動を行うに当たっては、立地可能な用地等が確保されていることが前提になるものと認識しております。また、新たな産業団地は候補地の選定から分譲に至るまでおおむね10年程度を要することから、県市共同の産業団地開発を進める候補地がない現状において、議員御指摘のように立地ニーズに空白を生じさせないためにも、次の受皿づくりを今の段階から検討しておくことが重要であると考えております。

加えて、当市へ様々な企業が立地することは、雇用の創出にとどまらず、職種の広がりにもつながるものであり、就職時の選択肢が増えることは、若者や女性等が市内で働ける環境づくり、ひいては移住・定住の促進にも資するものと考えております。

行政として、中・長期を要する受皿確保に取組を進めつつ、企業ニーズを起点とした民間開発も重要な要素として取り込みながら、立地ニーズに切れ目なく対応し、当市への企業立地を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西本良平） 神崎隆代議員。

11番（神崎隆代） 民間主導、行政主導にかかわらず、企業立地は若者や職を求めている方の働く場所が増えるということですので、これからもニーズに沿った整備をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

\*

議長（西本良平） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明4日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時59分 延会